

The Gentry of Lu-xian (Lu-zhou), Si-chuan-sheng

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5092

四川省瀘州覚え書

—清末民国初期の郷紳—

西川正夫

一

1

瀘州（民国二年・1913、瀘県と改称）は、成都の東南約四三〇キロ、重慶より揚子江を遡ること約三三〇キロ、揚子江と沱江との合流点に州城があり、榮昌・永川・江津・合江・叙永・納谿・江安・富順・隆昌の九県に隣接していた。⁽¹⁾ 民国一八年（1929）の戸数は約一九万三千戸、人口は約八五万六千人、⁽²⁾ 民国二九年（1940）現在の人口密度は、四川全省の一五九・六人に対し瀘県は三三五・二人とされており、⁽³⁾ 四川省一三五県の中の第三六位に位置している。瀘州市は、神田正雄の『四川省綜覽』に、「県城は大江の北岸に瀕し、沱江は県城の東を繞つて江に注ぐ、形勢の險固である地は雲南、貴州への要路に当り、又貢井、自流井等産塩の区に近いのでその繁盛は宜賓に譲らない。（中略）物産は龍頬、柑橘、石炭、米を以て大宗となし毎年省外に販出さるもの巨額に達する、湖綢・豚毛・羊皮之に次ぎ、特に豚毛は日本と米国へ輸出するものが多い。工業には愛人堂の香花酒、湯^{ママ}（温）永盛の大麴酒が全国に消費せられ、並びに硝子工場、燐寸工場、顔料製造所、製紙工場、水力発電会社等が設けられ皆成績佳し、商業の殷盛なのは富順の塩、内江の砂糖、榮昌隆昌の麻布、金堂什邡の煙草及び雲南貴州の物産が何れも此地を経て輸出せられるからである。⁽⁴⁾」とあるように、川南有数の商業都市であった。なお、清代、瀘州の「正糧」（地丁銀）は、嘉慶一六

年（1811）に年額一万二六六六両八錢に定められている。⁽⁵⁾ また、清代における瀘州直隸州知州の官缺は、衝繁難三字要缺に属し、⁽⁶⁾ 民国での県等は、一等県に属している。⁽⁷⁾

瀘州では、後述の通り、光緒八年（1882）に、知州田秀栗が城鄉士紳に呼びかけ、彼等の醵金によつて慈善機関「体仁堂」を創設、体仁堂内に育嬰所・養老所等の六種の施設や学田を設け、各種の福祉活動を行うことになつたのであるが、北京大学図書館、広州の中山図書館には、この体仁堂創設に関する、『瀘州創建体仁堂稟批稿』・『体仁堂總理各事條約』・『体仁堂善拳六所章程』・『体仁堂善拳八事章程』・『体仁堂學田四種章程』及び『体仁堂官商紳糧捐銀數目姓名・置產価値載糧取穩收租底冊』（以下、『底冊』と略記）六点の記録⁽⁸⁾が所蔵されており、体仁堂創設の経過、醵金額、体仁堂の運営規定等を伝えている。以下、各人の醵金額を逐一記録した『底冊』を中心に、これらの記録と、瀘州の清末民国期の地方志、族譜等とを照合することを通じて、進士・舉人をはじめとする瀘州士紳の体仁堂への醵金状況を検討し、清末民国期の士紳の動向を究明する手がかりを得たいと思う。

光緒八年（1882）、瀘州直隸州知州田秀栗は、自ら銀二千両を醵出、「公正紳耆孝廉方正施澤久・在籍知府張崇本・歲貢羅騰蛟・貢生張賡颺・文生羅經謨・職員劉世勛等」（甲）にはかり、州人有志の醵金によつて体仁堂を創設し、堂内に育嬰所・訓蒙所・養老所・恤嫠所・恤殘所・養病所の六所を設けること、また、「施醫藥・施棺木・施綿衣・置義地・種牛痘・惜字紙・助公車」の八事の善拳を行なうことを計画、五月二十五日、四川總督丁寶楨に批示を稟請した。⁽⁹⁾ 前後三次にわたる稟請の後、八月十五日、總督丁寶楨の批准を得て、丁總督より捐銀千両、塩務總局より五百両、先の田知州の二千両を加えて官方より計三千五百両、前述の職員劉世勛と車智・曾隆貴の三人がそれぞれ千両ずつ醵出したのを筆頭に、瀘州士紳の捐銀計六万七千余両を集めて発足した。⁽¹⁰⁾ 翌九年（1876）、「舉人彭燦、拔貢龍志清、教職蔣愈炳・魏一元、縣丞張賡颺、職員劉世勛・羅經謨、恩貢生彭標、歲貢生蕭蔚青・羅鳳起、貢生黃凌雲、增生袁

表 1

釀金額	釀金件数	計
2000兩	1 (1)	2000兩
1000	4 (1)	4000
500	15 (1)	7500
400	11	4400
300兩～400兩未満	27	8365
200～300	53	11715
100～200	130	15260
50～100	302	18729.96
40～50	194	7896.56
30～40	352	11005
20～30	535	11360.78
10～20	1272	15566.8
2～10	564	2357.25
計	3460 (3)	120156.35

釀金件数()内の数字は、官方釀金件数

繼樸・屈超羣、生員王良相・聶昭德・孫杰・羅聲騰、武生程雲鵬、州同周性篤等」(乙)が、瀘州紳糧の釀金によつて体仁堂に学田を添設し養士の用とすることを発議、願い出て批准され⁽¹¹⁾、四万九千余両の釀金を集めしており、結局、釀金総額は、『底冊』によれば、延三四六〇件・十二万一五六兩三錢五分に達している。⁽¹²⁾これは、瀘州の正糧一万二六六六両の十年分に近い金額である。『底冊』には釀金者の中名と金額が列記されているので、これによつてこの釀金を金額の多寡にしたがつて区分し、それぞれの釀金件数を表示する。つぎの表1のようである。なお、こうした経緯のなかで、善事八事は「施醫藥・施棺木・施棉衣・施年米・種牛痘・置義地・収字紙・設借錢局」の八事に改められ、別に「學田四款」として、「籌學費以恤寒畯也、添賓興以培茂才也、助公車以廣彙征也、幫公費以資京宦也、」の四種の事業が加えられている。⁽¹³⁾

光緒十年（1884）秋九月の『体仁堂總理各事條約』によれば、光緒八年八月一五日に丁總督の批准をえた田知州は、同年八月二三日、「瀘州吏目厲志、孝廉方正施澤久、在籍知州張倫文、教職魏一元、歲貢羅鳳起、縣丞張賡颺、廩貢彭國忠、文生蔣愈清、職員劉世勛・羅經謨」ら一〇名の「堂紳」を選び、体仁堂創設の事業を委せた。ほどなく厲志が病死、代つて職員黃凌雲が、更につづけて監生屈達箴・從九田宗耀が「堂紳」に追加補充され、体仁堂創設に尽力した。体仁堂開堂とともに、この一二名が「創辦善堂老紳首」(丙)に任命され、毎期四名ずつ交代で、体仁堂

運営の監督に当ることになった。この一二名の「老紳首」は、田知州の命を受けて体仁堂開堂に際して瀘州十郷から五名、瀘州城内から一名、計六名の「值年辦事紳首」を選出したが、この「值年堂紳」は、以降、毎期三名が「舊值年」として次期に留任、退任する三名の「舊值年」によって推薦された「新遷值年」三名とともに計六名で体仁堂の運営に当るという一年交代制であり、毎年、文昌聖誕の期とされる二月三日に「團保局・三費局・十郷大保正並十二位老紳首、及各屆新舊堂紳」が会合、会計監査の上で、新旧堂紳の交代とひきつきを行うことになっていた。

以下、体仁堂創設に尽力した上述の瀘州紳耆について、彼等の醵金額や経歴を検討してみたい。醵金者の名義・醵金額については、『底冊』により、経歴については、知州田秀栗・署知州鄧林によつて總纂され光緒八年（1882）に刊刻された『（光緒）直隸瀘州志』（以下『光緒志』と略記）、挙人高觀光・同溫翰楨によつて總纂され民国二七年（1938）に刊刻された『（民国）瀘縣志』（以下『民国志』と略記）等による。

（甲）先ず、田知州が体仁堂創建を計画相談した「公正紳耆孝廉方正施澤久、（中略）職員劉世勛等」六名について。
(イ) 施澤久（号霖三）

施澤久名義捐銀一〇両。

孝廉方正（1860）・候選訓導。進士華國清とともに『光緒志』を分纂。「掌教鶴山書院」。『民国志』卷六 人物志 行誼 施澤久伝。なお、澤久の子施典章は進士（1876）で戸部主事・広州府知府等を歴任。施典章は、一九一〇年の上海ゴム恐慌の時、川漢鉄路公司總収支・上海辦事處保款委員の重職についていたが、正元・兆康・謙余等の錢莊に一四〇万両をこえる巨額の公司資金を預け、錢莊の倒帳によつて損害を蒙つた上、公司名義による施典章自身の借銀、買辦陳逸卿と組んでの利華銀行にたいする存款六〇万両の詐欺行為、ランカット株賣買による中飽等乱脈をきわめた資金運営によつて、川漢鉄路公司に巨額の損害を与え、四川保路運動の一因となつたとされる背任問題をひきおこした人物である。¹⁴⁾（丙）の(イ)参照。

(口)張崇本（字立之）

張崇本（立之）名義の醵金なし。

長子張掄文名義捐銀二〇両。

会文郷の人。進士（1860）、戸部主事・広西潯州府知府を歴任。「主講鶴山書院」。『民国志』卷四 選舉表 宦績 張崇本伝。長子張掄文は、「創辦善堂老紳首」（丙）にあげられている。後述（丙）の(口)参照。『民国志』卷六 寿考上に曾祖の張和美伝。なお、この張氏一族については後に詳述する。

(イ)羅騰蛟

羅騰蛟名義の醵金なし。

歳貢。『光緒志』卷八 選舉志、『民国志』卷四 選舉表いづれにも、貢生・歳貢の條に羅騰蛟の名は記されていない。

(二)張賡颺（号暄和）

張賡颺（暄和）名義の醵金なし。

貢生。学田添設の発議者（乙）・「創辦善堂老紳首」（丙）にも名をあげられているが、貢生としてではなく、県丞 張賡颺として名を出している。（乙）の(ホ)・（丙）の(ホ)参照。『光緒志』続纂姓名 分校督梓（一一名）には、廩貢・候選県丞張賡颺 号暄和とされている。

(ホ)羅經謨

羅經謨名義の醵金なし。

文生。学田設置の発議者（乙）・「創辦善堂老紳首」（丙）にも、名をあげられているが、文生としてではなく、「職員劉世勛・羅經謨」と並記され、職員として名を出している。（乙）の(ト)・（丙）の(ト)参照。

(イ) 劉世勳

劉世勳名義捐銀一〇〇〇両。

職員。学田添設の発議者（乙）・「創辦善堂老紳首」（丙）にも名をあげられている。（乙）の(イ)・（丙）の(チ)参照。
瀘州士紳の中、最高額一〇〇〇両の醵金者三人の内の一人であるが、『光緒志』・『民国志』の列伝、いずれにも劉世勳についての言及はみられない。

（乙）学田の添設を発議した「挙人彭燦、（中略）州同周性篤」ら一九名について。

(イ) 彭燦（号春午）

彭燦（春午）名義の醵金なし。

崇義郷の人。挙人（1875）。『光緒志』続纂姓名 十鄉採訪（二〇名）の筆頭に、挙人彭燦 号春午と記されて
いる。生父彭雲璈、世父裳の嗣子。灌県教諭。『民国志』卷五 孝友 彭燦伝。

(ロ) 龍志清（号液田）

龍志清（液田）名義の醵金なし。

拔貢。『光緒志』続纂姓名 分校督梓（一二名）に、拔貢龍志清 号液田と記されている。『光緒志』卷八 選舉
志、『民国志』卷四 選舉表いすれにも、貢生・拔貢の條に龍志清（液田）の名は記されていない。⁽¹⁵⁾

(ハ) 蔣愈炳

蔣愈炳名義捐銀二〇両。

教職、灌県・宜隴県教諭。

(二) 魏一元（号春山）

魏一元名義捐銀五両。

教職。歳貢(1873)、『光緒志』続纂姓名 十郷採訪(二〇名)に、貢生魏一元 号春山と記されている。(丙)の(イ)参照。

(ホ)張賡颺 (号暄和)

張賡颺 (暄和) 名義の醵金なし。

県丞。前出(甲)の(ニ)では貢生、後出(丙)の(ホ)参照。

(ヘ)劉世勛

劉世勛名義捐銀一〇〇〇両。

職員。前出(甲)の(ヘ)・後出(丙)の(チ)参照。

(ト)羅經謨

羅經謨名義の醵金なし。

職員。前出(甲)の(ホ)では文生。後出(丙)の(リ)参照。

(チ)彭灝¹⁶

彭灝名義捐銀一〇両。

恩貢 (1876)。

(リ)蕭蔚青 (号春泉)

蕭蔚青名義捐銀一〇両。

忠信郷の人。歳貢(年次不明)¹⁷、教諭。父蕭毓俊(字又軒・又山、号鍾亭)は拔貢(1825)、揀選訓導、瀘州團保局・二費局局董を歴任。兄炳青は庠生、煥青は舉人(1859)、毓俊の孫澤涵も舉人(1873)。『民国志』卷六 人物志 行誼 蕭毓俊伝・蕭蔚青伝。『光緒志』続纂姓名 十郷採訪(二〇名)には、貢生蕭蔚青 号春泉と記されている。

(ヌ) 羅鳳起

羅鳳起名義捐銀三〇両。

歳貢。『光緒志』卷八 選舉志、『民国志』卷四 選舉表いずれにも、貢生・歳貢の條に羅鳳起の名は記されていない。後出(丙)の(ニ)参照。

(ル) 黃凌雲(号雨亭)

黃凌雲名義捐銀一〇〇両。

貢生。『光緒志』統纂姓名 十鄉採訪(二〇名)に、貢生黃凌雲 号雨亭と記されている。後出(丙)の(ヌ)参照。

(ヲ) 袁繼澐

袁繼澐名義の醵金なし。

増生。

(ワ) 屈超羣

屈超羣名義捐銀四〇両。

増生。

(カ) 王良相(号夢崖)

王良相名義捐銀三〇両。

生員。『光緒志』統纂姓名 十鄉採訪(二〇名)に、附生王良相 号夢崖と記されている。

(ヨ) 聶昭德(号子明)

聂昭德名義捐銀三〇両。

生員。『光緒志』統纂姓名 十鄉採訪(二〇名)に、附生聂昭德 号子明と記されている。

(外)孫杰

孫杰名義捐銀一〇〇両。

生員。

(レ)羅聲騰(号鵬飛)

羅聲騰(鵬飛)名義の醵金なし。

生員。『光緒志』統纂姓名 分校督梓(二〇名)に、附生羅聲騰 号鵬飛と記されている。

(ソ)程雲鵬

程雲鵬名義捐銀三〇両。

武生。

(ツ)周性篤

周性篤名義捐銀四〇両。

州同。

(丙)「創辦善堂老紳首」一二名について。

(イ)施澤久

施澤久名義捐銀一〇両。

前出(甲)の(イ)参照。

(ロ)張掄文(字辰山)

張掄文名義捐銀二〇両。

在籍知州。会文郷の人。附貢生より捐任甘肅寧州知州、軍功によつて保陞知府。前出在籍知府張崇本(甲)の(イ)

の長子。弟張敷文は捐任安徽穎州府糧補水利通判。『民国志』卷四 選舉表 宦績 張崇本伝、張掄文伝、張敷文傳。

(イ) 魏
一元

魏
一元名義捐銀五両。

教職。歲貢、前出(乙)の(ニ)参照。

(二) 羅
鳳起⁽¹⁸⁾

羅鳳起名義捐銀三〇両。

歲貢。前出(乙)の(ヌ)参照。

(ホ) 張
賡颺

張賡颺名義の醵金なし。

県丞。前出(甲)の(ニ)・(乙)の(ホ)参照。

(イ) 彭
國忠(号信齋)

彭國忠名義の醵金なし。彭信齋名義捐銀四〇両。

廩貢。『光緒志』続纂姓名 十鄉採訪(二〇名)に、貢生彭國忠 号信齋と記されている。

(ト) 蔣
愈清

蔣愈清名義捐銀四〇両。

文生。前出教職蔣愈炳(乙)の(イ)の一族と推測される。⁽¹⁹⁾

(チ) 劉
世勛

劉世勛名義捐銀一〇〇〇両。

職員。前出（甲）の（ア）・（乙）の（ア）参照。

(イ) 羅經謨

羅經謨名義の醵金なし。

職員。前出（甲）の（ア）では文生。（乙）の（ア）参照。

(ウ) 黃凌雲

黃凌雲名義捐銀一〇〇両。

職員。前出（乙）の（ア）では貢生。

(エ) 屈達箴

屈達箴名義の醵金なし。

監生。

(オ) 田宗耀

田宗耀名義捐銀五〇両。

從九。

なお、体仁堂創建着工時、「堂紳」の筆頭に記されていた瀘州吏目の厲志については、

厲志（号蘊塢）

厲志（蘊塢）名義の醵金なし。

貴州省貴筑県監生。

彼は、当時の「堂紳」一〇名の中、唯一人の官方人物である。なお、『光緒志』続纂姓名 分校督梓（一二一名）にも、

瀘州学正ト年、署瀘州訓導殷邦貞・孫乘詒とこの瀘州吏目厲志の四名の官方人物が、瀘州の紳耆舉人陳治元ら八名と

ともに名を列ねている。

また、職員劉世勛とならんで、瀘州士紳の最高醸金額である一〇〇〇両を醸出した他の二名車智・曾隆貴についてみると、この二名は、田知州が先ず相談をもちかけたとされる六名(甲)、学田添設の発議者一九名(乙)の中にも入つておらず、「創辦善堂老紳首」一二名(丙)にも選ばれていない。また、『光緒志』・『民国志』のいずれにも、彼等についての言及は見出せない。

体仁堂の創建を計画した田知州が、事前に先ず相談したとして名を挙げている六名の「公正紳耆」の一人、在籍知府張崇本「(甲)の(口)」の場合、張崇本(立之)名義の醸金は、『底冊』には見出せないが、長子の張倫文「(丙)の(口)」名義の醸金二〇両が認められる。このように、本人名義の醸金が認められない場合にも、本人の祖・父・兄・子弟等の近親者の名義によつて醸金がなされている可能性があり、また、「創辦善堂老紳首」一二名の一人に選ばれた廩貢彭國忠「(丙)の(口)」の場合、彭國忠名義の醸金はないが、号である彭信齋名義の醸金四〇両が認められるといつよう、本人の姓名以外の別名(字・号・榜名等々)によつて醸金がなされている事例はこの他にもまま見つけられるのであり、本人の姓名名義の醸金にのみ注目して、醸金の有無を輕々に論ずることはできない。田知州の撰した『瀘州体仁堂稟批稿』の中に名をあげられており、体仁堂創建に深く関わったと思われる上述二七名(重複を除く)の中、醸金の有無を確かめられない人物が九名(子倫文が醸金している張崇本を除いても)と異常に多く、この九名の中には何らかのかたちで醸金をしていた者が含まれている、と思われる。

しかし、彼等体仁堂創建に深く関わった上記士紳の醸金額は、職員劉世勛「(甲)の(口)」が瀘州士紳の最高醸金額である一〇〇〇両を醸出しているのを例外として、『底冊』との照合によつて明らかにしえた限りでは、概して少額である、という事実もまた、注目される。職員劉世勛につぐ多額の醸金者は、学田添設の発議者(乙)の一人であり、「創辦善堂老紳首」(丙)にも選ばれている貢生・職員黃凌雲(二〇〇両)であるが、瀘州士紳の醸金額高額順位では他の

二〇〇両醸金二七件とともに、第八一位に列するにすぎない。したがって、上述の検討から、とりあえず、つぎのようなことが言えるだろう。

- ① 醸金額の面からみた場合、田知州から事前に体仁堂創建の相談に与かつた士紳が、知州から相談に与かつたからと言つて必ずしも多額の醸金をしているわけではなく、また、体仁堂に学田を添設することを発議した士紳も、発議者の一人であるからと言つて必ずしも多額の醸金をしているわけではない。「創辦善堂老紳首」に選ばれた一二名の士紳についてみても同様であり、醸金額の多寡が「老紳首」選出の決定的な基準であった、とは認めがたい。
- ② 進士・挙人等の科挙及第、あるいは退休官紳等科挙官僚制の身分の面からみた場合、田知州から体仁堂創建の相談に与かつた士紳には、孝廉方正施澤久・在籍知府張崇本らとともに文生羅經謨の名がみられ、学田添設の発議者の中にも、挙人彭燦・拔貢龍志清らとともに生員王良相や武生程雲鵬らの名がみられるよう、進士・挙人・拔貢等五貢の科挙及第者や退休官紳に限られてはおらず、「創辦善堂老紳首」の中にも文生蔣愈清・監生屈達箴・從九田宗耀らの名がみられるよう、「老紳首」選出にあたつても、進士・挙人等の科挙及第者であることを、必須の條件とはしていなかつたようである。
- ③ 「創辦善堂老紳首」に選ばれた一二名の士紳の中、孝廉方正施澤久の醸金額は一〇両、在籍知府張掄文は一〇両、教職（歳貢）魏一元は五両にすぎないので対して、職員劉世勛の場合は一〇〇〇両、同じく職員（貢生）黃凌雲は二〇〇両と醸金額が大きいが、一介の文生にすぎない蔣愈清は四〇両、從九田宗耀も五〇両であり、醸金額は格別に多いわけではない。進士・挙人や退休官紳等科挙官僚制上の身分・栄誉を有していない人物は、その代りに多額の醸金をすることによつて「創辦善堂老紳首」に選ばれた、という結論も下しがたいのである。屈達箴・蔣愈清・羅謨謨らについては、注18・19・20で述べたように同姓の醸金者が多く、醸金額も多い点から有力な一族の経済力が背後にあつたのではないか、と推測されるが、注21で述べたように田宗耀の場合は、田姓の醸金額は少なく、同

様の推測をすることは難かしい。

つぎに、田知州と署瀘州知州鄧林の二人が総纂にあたり、体仁堂創設が発議された光緒八年に刊刻された『光緒志』の編纂に協力、統纂姓名に名を挙げられている瀘州士紳の体仁堂創建に対する醵金状況を、『底冊』によつて検討してみると、つぎのようである。

先ず、『光緒志』の分纂は、前述したように進士華國清と孝廉方正施澤久の二名である。

華國清（号・字鑒溪）

華鑒溪名義捐銀一〇両。

進士（1847）。麟現郷の人。甘肅文県知県、雲南蒙化庁同知等を歴任。「掌教川南書院」。『民国志』卷四 選
拳表 廪績 華國清伝。

施澤久（号霖三）

施澤久名義捐銀一〇両。

前出（甲）の（イ）・（丙）の（イ）。

分校督梓は、瀘州学正ト年ら官方の人物四名と、以下の瀘州の士紳八名の計一二名である。

陳治元（号月山）

陳治元（月山）名義の醵金なし。

挙人（1867）。

林秀羣（号超亭）

林秀羣（超亭）名義の醵金なし。

恩貢（1882）、『民国志』卷五 人物志 行誼 林秀羣伝。

李少白（号後賡）

李少白（後賡）名義の醸金なし。

歲貢（1879）

馬騰驤（号竹溪）

馬騰驤（竹溪）名義の醸金なし。

附生。

龍志清（号液田）

龍志清（液田）名義の醸金なし。

拔貢。前出（乙）の（口）。

楊椿齡（号少莊）

楊椿齡（少莊）名義の醸金なし。

附生。

張賡颺（号暄和）

張賡颺（暄和）名義の醸金なし。

廩貢・候選県丞。前出（甲）の（二）・（乙）の（ホ）・（丙）の（ホ）。

羅聲騰（号鵬飛）

羅聲騰（鵬飛）の名義の醸金なし。

附生。前出（乙）の（レ）。

同じく十郷採訪は、つぎの一〇名である。

彭燦（春午）

彭燦（春午）名義の醵金なし。

挙人（1875）。前出（乙）の（イ）。

杜應鳴（号鶴田）

杜應鳴名義捐銀一二〇両。

挙人（1873）。『民国志』卷六 人物志 行誼

杜應鳴伝。

易縉（号涵亭）

易縉（涵亭）名義の醵金なし。

貢生。

彭國忠（号信齋）

彭信齋名義捐銀四〇両。

貢生（廩貢）。前出（丙）の（イ）。

魏一元（号春山）

魏一元名義捐銀五両。

貢生（教職、歲貢・1873）。前出（乙）の（二）、（丙）の（イ）。

蕭蔚青（号春泉）

蕭蔚青名義捐銀一〇両。

貢生（歲貢・年次不明）。『民国志』卷六 人物志 行誼 蕭毓俊伝。蕭蔚青伝。前出（乙）の（イ）。

黃凌雲（号雨亭）

黃凌雲名義捐銀二〇〇兩。

貢生（職員）。前出（乙）のル・（丙）の（ヌ）。

彭熙治（号舜廷）

彭熙治（舜廷）名義の醸金なし。

廩生。

王應岐（号鳳鳴）

王應岐（鳳鳴）名義の醸金なし。

廩生。

梁天澤（号春帆）

梁天澤（春帆）名義の醸金なし。

增生。

王良相（号夢崖）

王良相名義捐銀三〇兩。

附生（生員）。前出（乙）の（カ）。

張志載（号小渠）

張志載（小渠）名義の醸金なし。

附生。

胡炳章（号芳溪）

胡炳章（芳溪）名義の醸金なし。

附生。

羅炳雯（号秋雲）

羅炳雯（秋雲）名義の醵金なし。

附生。

楊定榆（号柳生）

楊定榆（柳生）名義の醵金なし。

貢生。

車鳴盛（号選卿）

車鳴盛（選卿）名義の醵金なし。

增生。

魯鴻奎（号采之）

魯鴻奎名義捐銀二〇兩。

附生。

聶昭德（号子明）

聶昭德名義捐銀二〇兩。

附生。前出（乙）の（ヨ）。

屈含英（号政齋）

屈含英（政齋）名義の醵金なし。

廩生。

張崇英（号文山）

張崇英名義捐銀五両。

附生。

田知州・鄧署知州總纂の下で『光緒志』の編纂に協力した士紳の場合も、『底冊』との照合によつて明らかにしえた限りでは、醵金額は貢生黃凌雲の二〇〇両を除き、概して少額である。とりわけ分纂にあたつた進士華國清は一〇両、十鄉採訪の挙人杜應鳴も一〇両と、進士・挙人の醵金額が低いことが注目される。

『民国志』卷四 選舉表 科第 進士題名表一に記された一九世紀以降の進士一二名について、醵金状況を検討してみると、

王元本（字立齋、進士、道光九年・1829。以下進士・1829の如く記載）

王立齋名義捐銀一〇両。

江蘇宿遷・高淳・豊県知県、署江防同知を歴任。『（嘉慶）瀘州志』（1845）分纂。祖父王正常は挙人（1765）、湖北安襄鄖荆道。『民国志』卷五 人物志 鄉賢 王正常伝・王元本伝。

華國清（字鑑溪、進士・1847）

華鑑溪名義捐銀一〇両。

前出、『光緒志』分纂。

張崇本（字立之、進士・1850）

長子張掄文名義捐銀一〇両。

前出（甲）の口。

羅經學（字玉山、進士・1875）

父羅文秀名義捐銀三〇両。⁽²²⁾

施典章（字子謙、進士・1875）

父施澤久名義捐銀一〇両。

前出（甲）の(イ)。

李春芳（進士・1876）

父李思聰名義捐銀一〇両。⁽²³⁾

以上のように進士一二名の中、六名について、本人あるいは父や子等近親者の姓名と、『底冊』に記された姓名とが一致するものを見出しえたが、多額の醵金者は一人も認められず、いずれも二〇両以下にとどまっている。

挙人の場合、『民国志』卷四 選挙表 郷挙題名表に記された一九世紀以降の挙人及第者は九九名を数えるが、進士に及第した王元本ら一二名を除く八七名についてみると、本人乃至その近親者が醵金したことを探定しえたものは、つぎの四名にとどまる。そもそも、進士の場合と異なり、挙人については、『民国志』の郷挙題名表に、姓名とともに字・号等が併記されているのは、上述八七名の中わずか四名にすぎず、また、封蔭表・列伝等によつて父祖の名をたどることもむつかしい。おそらく姓名以外の字・号等、別名による醵金、あるいは祖・父・兄・子弟等近親者名義の醵金が、少なからずあつたことと思われる。

蕭炳青（挙人、1859）

弟蕭蔚青（歲貢・教諭）名義捐銀一〇両。

江蘇候補知県。『民国志』卷六 人物志 行誼 父蕭毓俊・弟蕭蔚青伝。前出（乙）の(イ)。

杜應鳴（号鶴田、挙人・1873）

杜應鳴名義捐銀一〇両。

前出『光緒志』続纂姓名 十郷採訪。

蕭澤涵（号文山、舉人・1873）

蕭毓俊（澤涵の祖父）の第三子蔚青名義捐銀一〇両。

前出（乙）の(i)。

朱榮邦（舉人・1888）

父朱天祥名義捐銀一〇両。

『民国志』卷六 人物志 寿考上に父の朱天祥伝。

以上のように、醵金の有無を明らかにしえなかつた挙人が圧倒的に多く、彼等挙人層の醵金額の傾向について推論を下すことはできないが、醵金を推定した四名に限つていえば、いずれも二〇両・一〇両にすぎない。

進士・挙人とその近親者の醵金状況は以上のようにあるが、つぎに、体仁堂に醵金したことが『民国志』列伝中に明記されている人物をもとめてみると、わずかにつぎの晏明義一人である。すなわち、『民国志』卷六 続人物志 寿考上に、

「晏明義、鳳儀人、年九十六、好善樂施、建體仁堂碑以捐資多名首列、其子志華、年八十二、孫四、皆列武庠」

とある。この晏明義の醵金額は、『底冊』によれば一五〇両にとどまり、瀘州士紳中の最高額の醵金者というわけではなく、他の同額一五〇両醵金一四件とともに、醵金額順位では第五九位に列するにすぎない。晏明義より高額の醵金五八件については、『民国志』列伝には言及されたものがないのである。『民国志』の採訪に、瀘県党務指導委員晏信余、瀘県農会会长晏信余と晏信余が重複して記されているが、晏明義と晏信余は近親者ではなかつたかと思われる。更に、『民国志』の進士・挙人を除いた選挙表と列伝登載者を、『底冊』の捐銀姓名と照合する作業を行ない、両者が符号するものを求めてみた。その結果はつぎの通りである。

鄒宣律（字卓齋、号鶴儕）

鄒宣律名義捐銀二五兩。

恩貢（1906）。卷六 人物志 文苑

鄒宣律伝。

牟思雋

牟思雋名義捐銀一〇兩。

歲貢（1859）。

劉開奎

劉開奎名義捐銀五〇兩。

武拳（1858）。

藍光乾

藍光乾名義捐銀一八兩。

恩賜（1870）。

蘇國霖（字雨蒼）

蘇雨蒼名義捐銀七〇兩。

崇義鄉の人。この蘇氏については後に詳述するが、子正芳は監生、孫啓元は副貢（1894）同知銜・陝西候補知県で、民国の四川省第一屆省議會議員になつてゐる。卷五 人物志 孝友 蘇國霖伝、卷六 人物志 節孝下 蘇正芳妻徐氏伝、卷六 寿考下 蘇國霖妻杜氏伝。

易應祥（字瑞甫）

易瑞甫名義捐銀一〇兩。

里仁郷の人。卷五 孝友 易應祥伝。

李仁錡妻張氏

子李文瀾（納溪庠生）名義捐銀五〇両。

李仁錡の父光晉は南川県訓導。卷五 賢婦 李仁錡妻張氏伝。

萬人鐸妻鄭氏

子萬澍華（貢生）名義捐銀五〇〇両。

咸豐九年（1859）「旌表建孝慈貞靜坊」。卷五 節孝上 萬仁鐸妻鄭氏伝。

載開儒妻黃氏

夫載開儒名義捐銀八〇両。

黃氏は、翰林黃紹謀（進士・1875）の女。卷五 節孝上 載開儒妻黃氏伝、卷六 節孝下 載開儒妻黃氏伝。

熊仕益妻陳氏

子熊正謨（庠生）。熊正謨名義捐銀三〇両・一五両の二件。

卷六 節孝下 熊仕益妻陳氏伝。

蕭正武（字裕順）

蕭正武名義捐銀一〇〇両。

卷六 寿考上 蕭正武伝。同伝によれば、蕭正武は、光緒六年（1880）四川總督丁文誠によつて歲荒に備える「積穀」が創設された時、應納分の外に租穀一百石を義捐して、「尚義可風」の匾額と八品頂戴を与えられており、また三百余金を義捐して永納大道数百丈を培修、永寧道觀察使沈守廉（在任1882—86）より「爲善最樂」の匾額を給されている。

魏廷鳳

子啓雯（庠生）名義捐銀一〇〇両。

安賢鄉の人。卷六 行誼 魏廷鳳伝。

徐文椿（字壽堂）

徐壽堂名義捐銀一四〇両。

安賢鄉の人。光緒甲申・乙酉（1884・85）の旱災にも穀百余石を醵出して助賑している。卷六 行誼 徐文椿伝。

曹學祖（字承先）

曹承先名義捐銀一五〇両。

同治元年（1862）、太平天国翼王石達開の進攻に直面して、丁壯を率いて防禦にあたっている。卷六 行誼 曹學祖伝。

王漸達（字羽儀）

王漸達名義捐銀一五両。

庠生。涂場の巨姓某が同場の米炭市に「私踞」していることを、同里の才振齊とともに官に訴え、知州田秀栗の判決を得てその私物化を防ぎ、給付された訟費八百余金で救生会を創設している。卷六 行誼 王漸達伝。

萬慎（字裴成）

萬裴成名義捐銀一〇両。

安賢鄉の人。庠生。四川諮議局議員（1909、五三才）、資政院議員（1910、五〇才）、民国の銅梁県知事。資料によつて年令はまちまちであるが²⁴、体仁堂に醵金した萬裴成と諮議局・資政院議員の萬慎が同一人物である。

とすると、醸金したのは二十才代のことになる。卷六 文苑 萬慎伝。

以上、『民国志』の選舉表・列伝から、姓名・字・号等が『底冊』のそれと一致、時期的にも同一人物と推定しても不自然ではないものをあげたが、貢生萬樹華の五〇〇両、晏明義の二五〇両を除けば、彼等の醸金額は概して少額である。一八八一・八三年頃、体仁堂の創建に多額の醸金をした士紳が、いわば醸金額の多少に比例するかたちで、即ち醸金額が大きい士紳がより多く『民国志』列伝に登載されている、というような傾向は認められない、といえる。一〇〇〇両（三名）・五〇〇両（一四件）・四〇〇両（一一名）・三〇〇両台（一七件）等の高額の醸金者に関する列伝は、萬人鐸妻鄭氏（貢生澍華母）の一件にすぎないのである。²⁵⁾

一一

易潤生は、「在瀘州工商業中盛極一時之江西帮及其衰落簡况」²⁶⁾の中で、「清代咸豐・同治年間、洪楊之役が発生、江
西省は太平天国と清軍との交戦地帯となり、江西省の官紳・富商は老幼の家族を率い、家財をたずさえて、四川に避
難した。瀘州は四川の商業の要地であつたため、多数の江西商人が瀘州を選んで落ちつき、商業を営んだ。江西商人
は、商場の経験が豊富であり、經營管理にすぐれ、同郷人・同業者を組織して、一致団結、江西帮の勢力を強化し、
機敏に商品賣買を行なつた。各地市場の商品の需要供給の情報によく注意をはらい、瀘州に落ちつくこと数年で、瀘
州市場を独占し、瀘州工商業の中心的存在になつた、」と述べ、光緒初期から民国初期、瀘州工商業の重要な行業は江
西帮の經營であつたことを指摘し、その主要なものとして、つぎのものを列挙している。すなわち、鍋廠・五金業の
夏元泰・湯聘三、油・糖・南貨業の劉萬順（萬順行）・羅步遠（信文祥）、藥材業の陳洪泰・皮仁仁堂、塩業の過魯香、

銀行業の蔡京華らである。瀘州商業の中でも大きな行業のひとつであつた匹頭業については、すでに『民国志』卷三食貨志 商業に、

「疋頭、疋頭中、蘇杭洋廣之貨購自重慶成都、川北嘉定之貨則另有莊客採購。業此者初純屬江西人、近則贛帮零落殆盡矣。光緒初年約銷洋貨疋頭十餘萬兩、二十年後增至三十餘萬兩、民國以來殆至百萬、所銷本省絲貨、光緒初年值銀十萬兩、二十年後減至五六萬兩、民國以來減至四五萬兩、漏卮之大莫此爲甚。」

とあり、清末民国初期、江西商人が匹頭業を牛耳つていたことを記しているが、易潤生も、上述の他の行業とは別に、匹頭業をとりあげ、孫克之（德信堅）・汪裕泰（鴻泰乾）・夏乾泰（乾泰源）・劉萬順（德和祥）・劉永盛（涌順泉）・周乾亨（乾亨祥）らを江西帮の代表として列挙している。易潤生によれば、清末民国初期、江西帮の中で、業務が最も大きく、資産が最も多かったのは、油・糖・南貨を扱かつた萬順行で、百万の銀両を擁していた。光緒三二年（1906）に、塩・糖・白花（棉花）・南貨・油等の一二二帮によつて工商会が結成され、宣統二年（1910）には瀘州大河街の水神廟に会所（「瀘州商務分会事務所」）が建てられ、各帮帮董の互選で総理が選出された。総理に選ばれたのは、油・糖・南貨帮董であつた江西帮の劉玉京であり、彼は、翌一九一一年、辛亥革命で瀘州に成立した川南軍政府の財政部長（『民国志』では、劉振圻、字玉例、庠生）に推されている。劉玉京は、萬順行の経営者劉萬順の一族ではないかと思われる。これら江西帮の代表的人物の名を『底冊』と照合、姓名の一致するものをあげると、つぎのようである。

夏源泰（鍋廠・五金）

夏元泰名義捐銀三〇〇両。

陳洪泰（藥材）

陳洪泰名義捐銀一五両。

皮仁仁堂

皮仁仁名義捐銀二両。

皮德年『瀘州“皮仁仁堂”藥鋪⁽²⁷⁾』によれば、瀘州藥鋪の老舗皮仁仁堂は、乾隆末に皮啓龍・啓鳳兄弟の父が江西省清江県南上皮村から四川省長寧県近傍の安寧橋に移住し、やがて藥鋪“涌元堂”を開業。父の死後、家産を分割した皮啓龍が瀘州大河街に“仁仁堂”を開設した。仁仁堂は光緒年間に発展、皮啓龍の子孫である兄弟四房によって共同運営されていた。一九三九年、日本軍の瀘州空襲により皮仁仁堂全壊の惨事にあつたが、再建され、革命後、一九五六年に公私合営となつた。製藥廠に“皮仁仁堂”的牌名が現在も採用されている。

周乾亨（匹頭帮、乾享祥の經理）

周乾亨名義捐銀五〇〇両。

萬順行の劉萬順、劉玉京（振圻・玉例）の名は、『底冊』には見出せない。職員劉世勛と劉玉京との間に、何らかの系譜のかかわりがあつたのではないか、とも思われるが、『民国志』に劉玉京（振圻）に関連する列伝はなく、解明の手がかりはない。なお、易潤生は、民国期に江西帮が衰落した理由として、①民国に入つて、郵便・電話・電信が発達、成都・重慶・武漢・北京・上海等各地のニュースが迅速に伝わるようになり、物産の需要供給等商業上の情報の入手も容易になり、江西帮が瀘州の物価を統御しえなくなつたこと、②江西帮有力者の子弟が省の内外に進学、商界以外に出路を求めるようになり、後継者難となつたこと、③子孫の増加にともない、家産が零細化したこと等をあげている。

梁心純・黃文思の「瀘県典當業始末⁽²⁸⁾」によれば、清代、典當業の開業には県署の免許執照が必要であり、清末の瀘州城内には、「泰亨・保和・悅來・祥福」の四典があつた、という。『底冊』には、このうち泰亨典・保和典・悅來典の三典が、いずれも一〇〇両ずつ醸金している。同業者で事前に打ち合わせた上、足並みをそろえて、同一額一〇〇

両ずつを醸金したのではなかろうか。

釀酒作坊「温永盛」は、一九一五年、サンフランシスコで開催された「巴拿馬太平洋万国博覧会」に瀘州老窖大麴酒を出品、金賞を獲得した老舗であるが、『底冊』にも、「温永盛捐銀貳拾兩」とあり、体仁堂に二〇両の醸金をしたようである。『瀘州老窖史話⁽²⁹⁾』によれば、温家は、祖先が雍正七年（1729）に広東より四川瀘州に移住、醤油・米醋・黄酒・焼酒の作坊を営んでいた。同治八年（1869）に、温家九世の祖温宣豫が酒坊「舒聚源」から酒蔵（「口陳年酒窖」）を買い取り、「豫記温永盛酒廠」と命名、「三百年老窖大麴」を醸造した。更に、民国元年（1912）、十一世の温筱泉が祖業を継承するに当つて、字号筱泉にちなんで「豫記」を「筱記」に改め、「筱記温永盛麴酒廠」と改名したことである。所で、この温筱泉は、辛亥革命の時、川南軍政府副都督となつた在籍雲南同知温翰楨（字筱泉）その人であり、光緒二八年（1902）の挙人で、『民国志』には、辛亥革命後、衆議院議員になつた、と記されており、『民国志』の總纂の一人でもある。『民国志』卷六 隱逸に祖父の「温鏞」（号宣豫）、卷五 孝友に父の「温玉坡」（号方泉）、同じく卷五 賢婦に母と妻の「温李氏、附媳黄氏」それぞれの列伝があり、祖父鏞の伝には、「家世業醬醋」と記されている。父玉坡の伝によると、玉坡は分産後、家産万金を揮霍した伯兄玉澤に、前後あわせて七千金を假貸、また二千金で家産を買つて玉澤の下にもどした。しかし、玉澤は、子翰楨が光緒八年（1882）挙人に合格したことも手伝つてか、玉坡に對して不遜の語が多かつたが、玉坡は子弟に、宿怨をいだくことのないよう戒めていたという。『民国志』卷四 封蔭表によれば、温翰楨の父は玉波、祖父は鏞、温翰楨の父は玉澤、祖父は麟とされており、玉坡（波）・玉澤は兄弟ではなく、堂兄弟の間柄のようである。なお、『底冊』には、温某某名義の醸金は、温永盛名義の二〇両を筆頭に、温玉順二両まで六件、計六六両、いづれも少額の醸金が記されているが、この中に温鏞（宣豫）・玉坡（方泉）・翰楨（筱泉）・温麟・玉澤・翰楨の名義のものは見出せない。

以上のほかにも、瀘州商工界からの醸金には、西黃白花帮の五〇〇両、盧義泰廠の三〇両、廖恒泰廠の一〇両や、

濟泰公三〇〇両、裕亨公一〇両、方長順公一〇両、聚泰公二両、興順行一〇両、慶發号二両、順發号二両のほか、石陽会一〇〇両、西昌会四〇両、万壽宮三〇両・五両、天上宮一〇両、禹王宮一〇両・一〇両、撫州会館一二両、南華宮一〇両、桓侯宮一〇両等々の会館の醸金がみとめられる。

工商界からの醸金には、上述のように周乾亨五〇〇両、夏元泰三〇〇両や、泰亨典・保和典・悅來典各二〇〇両など、比較的多額の醸金例が認められる。しかし、『民国志』の列伝には、雲南候補同知・拳人溫翰楨の祖父で酒坊温永盛を創業した温鏞についての「家世業醬醋」という記述や、父玉坡についての「以世業賈、父宣豫不樂煩瑣、請廢讀營貿」という記述、あるいはまた、後述するように蘇國霖についての、農商に從事（「佐父耕且貿」）して産をきずいたとする記述、高楠兄弟らの祖父高位富についての、「家赤貧、……長出貿」と商業に從事したことを示す記述等、いずれも断片的で漠然とした記述にとどまり、工商界の人物について、その工業活動を具体的に記述したものは見当らない。また、清末民国初期、瀘州商工界を牛耳っていたという江西帮に属する人物の列伝が『民国志』に見当らないが、民国に入つて江西帮が衰退したということと、あるいは関連があるのであろうか。

二

つぎに、瀘州の族譜のうち、六点について、『底冊』との関連を中心に検討してみたい。

(I) 『蘇氏族譜』(民国一七年・1928、蘇啓元督修)

民国の四川省第一屆省議會議員に選出された副貢・同知銜・陝西候補知県蘇啓元（前出二二頁参照）一族の族譜である。明末清初の兵火で流離のうちに旧譜が失われたとして、康熙一年（1663）貴州より瀘州に帰った蘇忠富を始祖、忠富の一子で康熙十年（1671）瀘州永安郷蘇家沱に復業墾荒した②應龍を一世祖としている。應龍には、

③麒・麟・鸞・鳳の四子があり、第三子鸞を三世祖とする七世祖⑦楷（1788—1841、監生）が、「三修族譜序」⁽³⁰⁾を道光一六年（1836）に撰している。楷の子孫の中、『底冊』と姓名の照応するものについて、続柄と醸金額を記すと、つぎのようである。

楷の長子⑧國仁（1817—1836）の孫⑩啓文（字成章、号煥亭、1861—1894、父⑨正詳は1880⁽³¹⁾に死亡）、啓文名義捐銀一六両。⑧國仁の次子⑨正訓（号秉田、1849—1901）、秉田名義捐銀二二両。楷の次子⑧國賢（字聖階、1821—1889）、聖階名義捐銀二〇両。楷の三子⑧國義（1825—1865）の四子⑨正謨（字凌波、1850—1899）、凌波名義捐銀五両。いずれも生歿年は、体仁堂醸金の時期と矛盾しない。應龍の第四子③鳳を三世祖とするのが、前述のように体仁堂に兩蒼名義で六〇両の醸金をしている八世祖⑧國霖（字兩蒼、1812—1884）で、⑦蘇楷とは、國霖からすると六代前の祖先②應龍を共通にし、その後、枝分れしていることになり、血縁関係は相当に離れている。國霖の長子⑨正芳（字蘭齋、1838—1865、監生）は、咸豐四年（1854）に族譜の「序」を撰している。正芳の次子がこの民国一七年（1928）重修『蘇氏族譜』（『民国譜』）の督修にあたっている⑩啓元（1856—）である。『民国譜』の督修（一名）・協修（二名）・編修（三名）はいずれも國霖兄弟の後裔であり、墓・墓誌銘・伝の記載は、すべて國霖と國霖の直系の祖・子孫にかかるものばかりである。『民国志』の蘇國霖伝・『民国譜』の「雨蒼公墓碣銘」によれば、國霖は僅か一〇歳で父⑦樸（1786—1843）をたすけて農商に從事（「佐父耕旦貿」）、資産は日に饒かになつたが、三〇歳の時、父をなくした。彼は、「早く兄弟四人で析産、その後の利益を自分のものとするよ（「析則汝獨貿利益厚」）」にすすめる周囲の声に耳をかたむけず、母に事え、弟三人を撫育し、冠婚葬祭の任にあたつた。母の歿（1861）後二〇年、家は益々富み栄えた。一八八〇年、齡六九歳に及んでようやく兄弟（國霖・國著・國玉・國璽）で家産を分割している。この國霖兄弟一族と『底冊』とを照合、姓名の一致するものについて、醸金額を示すとつぎのようである。

國霖（字雨蒼）、雨蒼名義捐銀六〇両。次弟國著（字作齋、1818—1892）、作齋名義捐銀六〇両、三弟國玉（字美然、1821—1876）の第三子⑧正名（字級三、1857—1917）、級三名義捐銀五〇両。末弟國璽（字久傳、1823—1894）の長子⑧正懷（榜名廷魁、字德菴、1845—1868、武生）、德菴名義捐銀九〇両。

彼等の生歿年は醵金の時期と矛盾がなく、兄弟四房の醵金額に多少の差があるが、析産後、数年を閲していることを考えればほぼ妥当であり、『底冊』の人物は、彼等と同一人物であろう。國霖の父樸の兄⑦檉・柄・棕三人の房には、『底冊』と姓名・字・号の照応するものは一人もなく、樸房にのみ『底冊』と照応する人物が集中している。樸房は、檉等兄弟四人析産の後、一九世紀の中葉に産をなしたものと思われる。なお、『民国譜』には、國霖の出生地を瀘州崇義鄉中興場上街老醤房と記している。父蘇樸は、醸造業にも関わっていたのであろうか。國霖の子⑧正芳・正誼は監生、正芳の次子⑨啓元が前述のように副貢・同知銜・陝西候補知縣で民国期の四川省議會議員になつていてる。啓元の次子⑩俊（1877—1916）は、庠生、「考職一等以巡檢用」（1910）と『民国志』に記され³⁴、官班法政学校の出身で、民国元年には四川臨時省議會議員になり、一九一六年に北京中城地方府推事として死去している。そのほか、國霖の末弟國璽の子正懷・正禮は武生である。なお、蘇楷の子孫と蘇樸の子孫を除く、他の蘇氏一族の姓名には、『底冊』と照応するものはみとめられない。

以上から、民国期に四川省議會議員蘇啓元・蘇俊を出した蘇樸・國霖一家は、蘇氏一族の中では際立った財力・勢力を有しており、その基礎は、一九世紀に入つてからきづかれたと推測される。なお、体仁堂醵金者を中心に蘇氏の系図を略示すると、次頁のようである。

(II) 『瀘縣金寶山張家壩張氏族譜』（民国二八年・1949、張其鑒刊）

前述のように、田知州から体仁堂創建の相談に与かつた在籍知府張崇本、「創辦善堂老紳首」に選ばれた在籍知州張掄文ら一族の族譜である。明末清初、兵火を貴州省清鎮県に避け、順治五年（1648）、瀘北衣錦鄉金寶山張家壩に

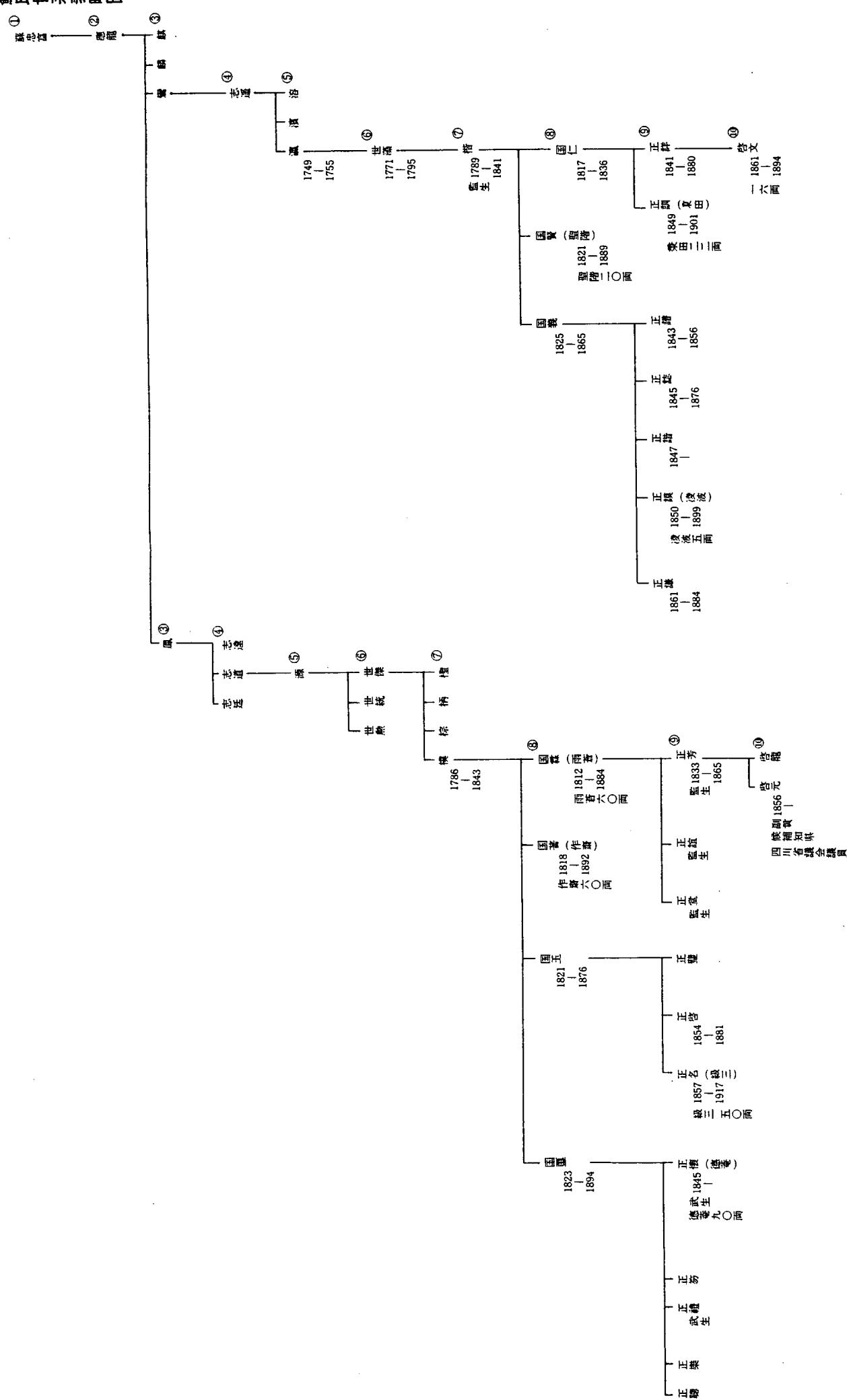
帰つたという①張攀龍を始祖としている。

張氏中興の祖は、族譜の家伝第三に、一世祖①攀龍のつぎに伝をたてられている四世祖④張和美（1736—1814）であり、「民国志」卷六壽考上にも伝をたてられている。張和美は、⑦張崇本の曾祖父にあたり、三次にわたる族譜の纂修は、いずれも和美房に属する子孫の手になつており、体仁堂への醸金者も四世祖④復美・續美・義美・和美四支派のうち、この和美支派に集中しているように思われる。張和美的家伝には、

「公以勤儉致富、（公五十五歳後開始置産業、迄八十五歳置業載糧已達三十八石餘、某歲謠言起謂陰兵動將大亂、有穀者多以賤價求售於公并包送、公皆接購、購入穀甚夥、送穀者一一畀以錢各十二以表體恤、次年穀價大漲、售穀得銀、銀價又漲、此亦爲公致富之一因）歲入租穀甚夥、」

とあり、五五歳（1786）以後の三〇年間、嘉慶白蓮教反乱前後の時期に産をなしたようである。和美的五子⑤開饗・開輔・開儒・開訓・開爵は、父和美が歿した翌年（1815）、兄弟析産したが、長子開饗には二子⑥紹容・紹衡があり、紹容の次子が進士⑦崇本で、同治一〇年（1871）に族譜「原序」を撰している。崇本の兄⑦崇質は廩貢・巫山県訓導で、崇質の子⑧敏文については、『底冊』に「張敏文捐銀伍兩」がある。崇本の長子⑧掄文は附貢・甘肅慶陽府寧州知州で、前述のように捐銀二〇両、掄文の子⑨其恭は、族譜の世系編次に「北京洋務善後局保舉藍翎五品銜、候選軍糧府、例授奉政大夫」とされている。崇本の次子⑧敷文は安徽潁州府糧補水利通判。崇本の弟⑦崇禧は監生、末弟⑦崇軾は文生、崇軾の長子⑧搘文は職員・例授登仕佐郎、『底冊』に「張搘文捐銀拾伍兩」がある。開饗の次子⑥紹衡の長子⑦崇英は文生、『底冊』に「張崇英捐銀伍兩」がある。次子崇岳の長子⑧翥文は歲貢、『底冊』に「張翥文捐銀拾兩」がある。次子翔文は職員。翔文の長子⑨其倫は文生・職員で、宣統三年（1911）に『張氏族譜』の「重修序」を撰している。紹衡の第三子⑦崇俊は、『底冊』に「張崇俊捐銀伍兩」がある。和美的四子⑤開訓には二子⑥紹瀾・紹潤があり、紹潤の長子⑦崇純（字厚卿、1814—不明）は、咸豐二年（1852）に、付印はされな

蘇氏世系表略圖



かつたものの族譜の手稿を作り、「吾族修譜之嚆矢」を爲したとして、族譜に「崇純公序」が収められている。『底冊』には、「張厚卿捐銀拾兩」がある。崇純の末弟⑦崇第は生員（1825）で、崇第の孫⑨其鑑は四川公立農業専門学校卒業後、四川実業庁四川七区専員公署・瀘県政府に勤務、四川大学中国文学系を卒業した一子⑩聿成とともに、民国三八年（1949）に、「二次重修序」を撰している。⑤開訓の次子⑥紹潤は捐貢生。和美の第五子⑤開爵には五子があり、長子⑥紹坤の子⑦崇齡は監生、『底冊』には、「張崇齡捐銀參拾兩」、⑤開爵の第三子⑥紹益の長子⑦崇善については、『底冊』に「張崇善捐銀參拾兩」がある。開爵の第五子⑥紹斌は職員、紹斌の長子⑦崇錫は捐貢生、次子⑦崇慶の子⑧弼文については、『底冊』に「張弼文捐銀肆拾兩」がある。しかし、中国には張姓の人が多く、『底冊』にも張某某名義の釀金は、張達夫三〇〇両を筆頭に二〇一件、計五一九四両に達している一方、この『張氏族譜』は僅か百四十葉余りの小冊で、族人の生年月、字・号等の記述は極めて簡略であり、大部分の族人については、字・号は勿論のこと、生歿年月の記載もなく、父・子の血縁関係のみが記されているにすぎない。従つて、字・号など別の名義で体仁堂に釀金している族人がいる可能性がないわけではないと同時に、生歿年も記されていない族譜の簡略な記述から、『底冊』と族譜の姓名とが符号した族人についても、同一人物であろうという推定は下し難いのである。^{〔36〕}しかし、進士・知府⑦崇本—知州⑧掄文房の体仁堂への釀金額が、張和美支派の中で格別に多額であつたわけではなく、むしろ他の房に、より多額の釀金があつたように推定されること、また、族譜の総纂者が『同治譜』（1871）では、和美の第一子開饗の長子紹容房に属する⑦崇本であつたのが、宣統譜（1911）では、開饗の次子紹衡房に属する⑩其倫となり、『民国譜』（1949）では、和美の第四子開訓房に属する⑨其鑑・⑩聿成と移り変つていてこと、等を考え合わせると、進士張崇本を出した⑦紹容—⑧崇本—⑨掄文の房は、張和美支派の中で、経済的にとくに傑出していたわけではなかつたようと思われる。

なお、族譜に載せられた張氏の祭田は、宣統三年（1911）購入（一四七〇両）、民国二一年（1922）購入（一

二五〇元)、民国一八年(1929)購入(七〇〇元)、民国二九年(1940)購入(一八〇〇元)、民国三三年(1944)購入(三六〇〇〇元)と計五件、いずれも一九一一年以降に購入されたものであり、一九世紀に購入されたものはない。体仁堂醸金者を中心に張氏の系図を略示すると、つぎのようである。

(三)『胡氏族譜』(光緒二二一年・1896、胡玢・胡文彬督辦、胡永珊・胡宗河編修)

この胡氏は、明初、洪武二年(1369)に、遠祖胡應寅が、兄胡應庚・弟胡應午とともに湖北省麻城県孝感郷より四川に移住、胡應寅が瀘州衣錦郷(安賢郷)に落業したとしているものの、應寅の曾孫以降各支派とも、いずれも一〇世代前後、「無伝」とされ、清初、各支派のそれぞれの復川始祖から譜が再開されている。

『胡氏族譜』は、族長胡玢(字玉光、号泰山・贊生)が、「創修譜序」の中で、

「光緒九年(1883)癸未、萬寶・文彬諸公首倡是舉、商之予、予維譜之修矣、非多金不克竣事、幸萬寶樂捐數百金、文彬亦捐多金、復約族人各捐金以助、」

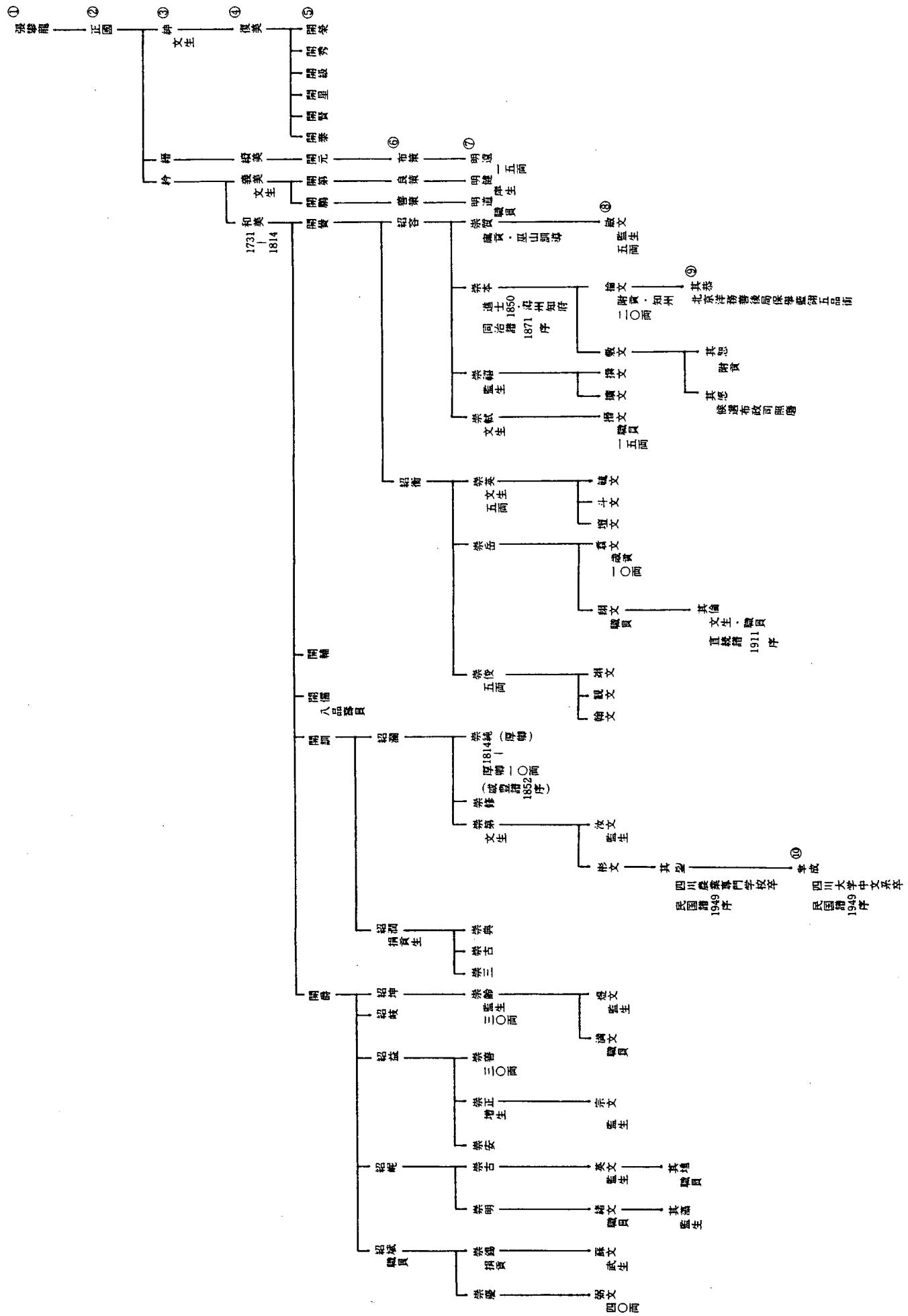
と述べ、族人胡興修が「創修族譜序」に、

「乃於癸巳(1893)冬、祭事談及修譜一事、僉曰、不可緩也、時有堂叔祖萬寶、号瑞珍、家獨饒裕、素稱好義樂善、又有堂兄文彬勇義人也、雅負兼人之志、見義即爲、與族籌商互相激發、而瑞珍公慨然願捐多金以成之、文彬爰約堂叔祖玢號贊生及修父永輝號德齋等、同心協募約千余金、……」

と記しているように、族譜編纂の首唱者で、当時「家獨饒裕」と記されている胡萬寶(字瑞珍)が数百金(後述する彭学古の「瑞珍公八十壽序」には一千両と記されている)、同じく首唱者の胡文彬が多金を醸出、その他一族の醸金をあわせて千余金を集めて、祭田を購入、宗祠を建立し、光緒二二年に、一〇巻、三〇万字をこえる族譜を編纂したのである。

族譜編纂の首唱者胡萬寶(1812—1896)は、明初、瀘州に移住したとされる胡應寅の長子能清の第六子道

張氏世系表略圖



祖の後裔（上房支、以後一〇世代無伝）で、第十四世良策の次子可生を復川始祖とする包耳壙支に属し、可生より数えて第七世にあたっている。可生より父⑥國政にいたるまで、いずれも布衣で、⑦萬寶がはじめて正八品・修職郎を授けられている。『胡氏族譜』卷一〇には、胡萬寶について、墓誌銘のほかに、学正李春鑑、進士黃紹謀、舉人の李登淮・杜應鳴・鄆毓芳・熊體晉をはじめとして、歲貢・廩生・文生らが献呈した六十歳・八十歳壽序が収められており、胡萬寶が晩年、瀘州で相当の勢力を有するにいたつていたことを示している。瀘州廩生蒲純芝の撰した「瑞珍胡公碑銘」に、

「王父名萬寶、字瑞珍、六齡失怙、年十二受室、十六理家政僅受祖田數十畝、經紀六十年手創田業萬餘畝、上事曾祖母先意承志能得其歡心、及曾祖母卒、哀毀骨立、喪葬如禮、每謂生事未盡、家居親誦經典十四年以祈親冥福、賞（嘗）捐錢千餘緡以建宗祠、又嘗月給米粟養孤廿四名、歷卅餘年不衰^{ママ}（衰）、皆王父至性過人樂善不倦之大概也、末世人情澆薄、凡事輒多覬覦計、王父中年一波未平一波又起、爲官事纏累者約有十餘事、又嘗遭賊搶二次、失財物四千餘金、王父皆處之泰然、弗以爲戚也、若夫保正一方、經理積穀、捐體仁堂、事事皆不厭人望、」

とあるように、胡萬寶は祖田數十畝を承継、弱冠一六歳で家政を担つたが、「經紀六十年」、一八九〇年前後には、田業万余畝に家産をふやしている。「經紀」の具体的な内容は不明であるが、このように急激な資産の形成には、相当な無理を伴なつたのであろう、つぎつぎに訟事にまきこまれたり、二度にわたつて搶劫に遭つたりしている。文生彭學古の撰した「瑞珍胡公八十壽序」には、

「雖讀書未售、長子次子及嗣孫均列成均、近年來富貴心淡、陰隲情殷、出銀五百以勸體仁堂義舉、捐金一千以廣祖宗祠祀田」

とあり、晩年に体仁堂に銀五〇〇両、一族の祭田・宗祠のために一〇〇〇両を醵出したことを伝えているが、『底冊』にも胡萬寶名義の捐銀五〇〇両が記されている。その他、墓誌銘によれば、胡萬寶は咸豐末・同治初、李永和の反乱

の際、一時貴州省に避難したが、帰郷後、団正の任についており、また、三十余年にわたり、月毎に米・粟を給して孤児二四名を養つた、という。なお、胡萬寶の三子⑧永興（監生）・永模（監生）・永昌はいずれも父萬寶に先立つて歿しており、孫⑨興璠（1859—）も監生であるが、族譜編纂の督辦・編修には名を列ねていない。萬寶の長女は何登林に嫁している。『底冊』に、「何登林捐銀貳佰五拾兩」があるが、多分、この何登林は同一人物であろう。『民國志』には、胡萬寶についての言及は見出せない。

いま一人の族譜編纂首唱者である胡文彬（号洪順、1850—）は、胡萬寶と同じく胡應寅の長子能清の第六子道祖の後裔で、第十四世良策の長子①可堅を復川始祖とする磴子上支に属し、可堅より数えて第九世にあたり、高祖⑤正琯と父⑥大徳は正八品・修職郎と記されている。族譜卷一〇には、胡大徳（1805—1880）の行述・墓誌銘と挙人杜應鳴（前述）や副榜蘇啓元（前述）の呈した大徳の妻張氏の「八秩壽序」が収められている。子⑨文彬の撰した父大徳の行述に、

「家貧廢讀、年十三、操理家政、務杜康生業、越數年、先王父（中華）以資本甚微、不如變產添入、事成、先大人時年十八、歸家不寢、憤然曰、……迄今約計承買五契、共係數千、」
とあり、羅上林の撰した「墓誌」に、

「（胡公諱大徳）年十三、務杜康生業、條理如成人、尊人轉欲變產以倍利、事成、公時年十^{ママ}（十八）、公堅不允、携定貲退息而祖業守焉、……外以生理爲緯、內以稼穡爲經、數十年由困而亨、」
とあり、挙人杜應鳴の撰した胡大徳の妻、胡文彬の母張氏の「八秩壽序」には、

「先是大徳公家中落、弟兄三人、僅田谷六十石、其尊人（中華）欲售而分之使各立、大徳公以治業難力請得不售、孺人來聞此言、即體公意、力崇節儉、一絲一粟纖悉均較、雖手皴足跛不辭勞、相夫歷四十餘年、卒起家置產業五、孺人生子二女三、婚嫁悉由孺人經紀、豐約得宜、大徳公捐賓客（1880）、子均成立、孺人不以家政委、仍獨理迄十

五年、又買業五、於是田連阡陌、家比素封、」

とあるように、⑨文彬の父大徳が一八歳（1822）の頃、家が中落、祖父⑦中華は田産の処分をはかつたが、當時、一家の田産は六〇石にすぎなかつた。大徳はすでに一三歳の時から家政にかかわり、醸酒业にたずさわっていたが、田産の処分をくいとめ、以後農商に從事すること五〇年余りの間に、五契數千（両）の家産を取得するにいたり、一八八〇年に七六歳で歿している。母張氏は、夫大徳の歿後、一五年の間に、「買業五、於是田連阡陌」とされているよう、更に田産をふやしている。体仁堂の創建は、父大徳の歿（1880）後間もない時期で、母張氏が更に家産をふやす前にあたるが、『底冊』には、胡文彬の号洪順と符号する胡洪順名義の醸金五両・二両の二件が認められるのみである。

族譜編纂時の族長胡玢（字玉光、号泰山・贊生⁽³⁷⁾、1830—）は、胡應寅の長子能清の第七子道遠の後裔（以後一一世代無伝）で、胡三省を復川始祖とする中房支に属し、胡三省より数えて第七世にあたる。⑦胡玢は、族譜卷一〇に収められた光緒一〇年（1885）の契書に、胡萬寶・文彬らとともに一族の經理八名の一人として名を列ね、光緒一三年（1888）の契書には、經理族長として署名しており、体仁堂創建の頃、すでにこの胡氏一族の有力者の一人であつたと思われるが、『底冊』には胡玢（及びその近親者）の姓名・字・号に照応する名前は認められない。

族譜卷一〇に収められた行述・墓誌・寿序は、胡萬寶にかかわるものが大半を占め、残りは胡文彬の父大徳と母張氏にかかわるもので、その他には、いわば例外的に、挙人李登淮が撰した胡永道（1809—1888）・永有兄弟の母唐氏（1773—1864）の「九秩壽言」一件が収められているにすぎない。この胡永道も、当時の胡氏一族の有力者の一人と思われるが、彼は、胡應寅の長子能清の第八子道清の後裔（以後、一〇世代無伝）で、第一四世應祥（下房支）の長子承善を第一世とする水汪壩支に属し、胡承善より数えて第八世にあたる。⑧永道・永有の父⑦萬輔（1774—1828）の歿後、母唐氏は、「家不及中人産、躬操井臼、……辛苦經營、家業隆隆日上、出其餘潤枯給乏、

賢聲溢於里閭」とされているように、一家を隆盛にみちびいており、胡永道は、正八品・修職郎を授けられている。しかし、『底冊』には、胡萬寶の捐銀五〇〇両を筆頭に、胡洪順捐銀一二両にいたる七三件、計二六五二両の胡某某名義の醸金が記載されている。その中には、⑦萬寶の叔父⑥國學の子⑦萬星（1820—）、祖父⑤奇玉の弟⑤奇賦の孫⑦萬謙（1815—1891）、萬謙の弟⑦萬昭（1820—1885、族譜所載の光緒一〇年の契書に、經理八名の一人として名を列ねている）とそれぞれ照應する、胡萬星一〇両、胡萬謙一五両、胡萬昭一〇両の醸金が含まれている。

しかし、明初の人胡應寅を遠祖と称するこの胡氏は、支派の数・族人の数ともに多く、世代が下るにつれ、同姓同名のものも『胡氏族譜』に多数散見する。更に、この胡氏とは系譜を異にする胡氏の存在も予想され、『底冊』と『胡氏族譜』に記された族人との照應は難かしく、この両者の姓名が符号した場合にも、それが同一人物を示すものであるか否かの推定は、極めて困難である。ただ、『胡氏族譜』に記された族長・族正・經理、族譜纂修の督辦・編修などにたずさわり、字・号なども明記されている族人とその近親者について、『底冊』と照合した限りでは、胡氏は、体仁堂創設當時、経済的には萬寶一人が抜群の存在であり、他には高額の醸金者は見当らないように思われる。なお、胡玢がこの胡氏一族の族長に選ばれた経緯、一代で産をなし多数の瀘州の進士・舉人等から「壽序」を呈されている胡萬寶について『民国志』に全く言及がみられない事情等は、さだかでない。

(IV) 『王氏族譜』（民国三年・1914、王大用總修）

この王氏は、明初、洪武四年（1371）に、始祖王久祿が、河南省汝寧府信陽州羅山県から、湖廣黃州府麻城県孝感郷を経て、瀘州大佛坎（現在は隆昌県大佛坎）に移住したとしており、子孫は瀘州・隆昌・榮昌一帯を中心に各地に居住している。この族譜を總修した王大用は、「創修王氏族譜序」の中で、

「夫用生於太平天国甲子年小陽月七日戌時、在川瀘衣錦之石樑瓦房也、……、顧承瀘・隆・榮父老推轂辦團議公十載

有餘、……、不料宣統三年夏、川路事起、」

と、自己の生年を太平天国甲子年（1864）と記しているが、清末には、瀘・隆昌・荣昌一帯で団務にもあたつていたようである。

『王氏族譜』は、全一五卷からなり、卷一には譜例・家規・匾聯等が含まれ、卷二には選舉・節孝・耆壽・祭田等々、卷三は始祖①久祿から第六世までの譜、卷四・五・六・七の四卷は、⑤仲道・仲玄・仲機（父明恕）・仲全（父明恕）を五世祖とする各房それぞれ一卷の譜であり、卷八以降卷一五までの八卷が⑤仲憲（父明恕）を五世祖とする房の譜、最後に卷終の補遺となつており、五世祖仲憲房の譜が、全体の半ばを占めているが、四川省図書館蔵の『王氏族譜』には、その中、卷三・四・五の三卷が欠如している。

この王氏では、乾隆五〇年（1785）に宗祠が建修されたが、その後手狭となつたため、道光七年（1827）に移転改築にとりかかつものの中途で挫折し、光緒元年（1875）に宗祠培修が再度計画されて、光緒八年（1882）に完成している。宗祠培修のための「醵金序」³⁸⁾には、總首として、職員⑯國培、耆老⑰炳文、廩生⑱應岐、職員⑯化普、六品⑲宗和、監生⑳述儒、庠生㉑應南、㉒應明の八名が名を列ねている。これを、同じく光緒八年に創建が発議された体仁堂の『底冊』と照合してみると、「王國培捐銀貳百伍拾両」、「王述儒捐銀壹百貳拾両」の二件、姓名が照応する。王國培については、卷六以降の卷には収録されておらず、欠落している卷四（仲道房）・卷五（仲玄房）いずれかの房に属する族人ではないかと思われる。王述儒は、⑤王仲憲の後裔で、明末清初の人⑬維宸以降、⑭運昌・⑮必照・⑯王緒まで祖先はいずれも布衣であり、曾祖⑰先啓（号啓祥、1733—1808）が監生、祖⑯當安（号聯貴、1772—1823）も監生（伯祖⑮堂安も監生）、父⑯繼沛（号明軒、1797—1841）は布衣で、繼沛の次子が㉑述儒（号席珍、1822—1896、監生）である。述儒は、前述のように「醵金序」には監生の資格で名を列ねており、卷一一の譜にも、監生と記されている。しかし、光緒二一年（1895）には、「二十代裔孫年七十

有二、職員述儒」と職員の資格で「應明公一支世譜序」を撰しており、卷一の選挙附官階にも、「二十世 述儒公 號席珍 職員」と記されている。王述儒の次子が、民国三年（1914）に族譜を創修した②大用（号效坪、字召行、1864—、監生）である。大用の妻李氏は、隆昌県の挙人・灌陽知県李茂材の五女、繼配胡氏は、榮昌県の州同銜胡邦菴の長女で、民国元年の瀘県知事胡易（字玉鳴、日本大成学校卒）の姉にあたることが族譜に詳述されており、曾祖先啓の場合は、「配曾公茂恒女」、祖堂安は「配羅氏」、父述儒は「配劉公忠誠長女、繼邱氏」とそれぞれ姓名乃至姓のみが略記されるにとどまつたのと、著しく体裁を異にしており、父述儒以前とは、大用の婚姻関係が段ちがいに格上げされたことを示している。『底冊』に記された「王述儒捐銀百貳拾兩」の王述儒と、王大用の父王述儒は、恐らく同一人物ではないか、と思われる。

乾隆五〇年（1774）の「建修王氏家祠序」の総首八名には、②0述儒の直系の祖にあたる一四世⑭運昌の後裔は一人も加わっておらず、道光七年（1827）の「重修建祠序」の總理一三名の中に、⑯運昌の後裔からはじめて⑯繼智（監生、述儒の祖⑮當安の次兄堂安の第三子）が名を列ね、光緒八年（1882）の宗祠落成には、②0述儒が「率族培修」に尽力するまでになり、②1大用が、父述儒の遺嘱をうけて民国三年（1914）に至つて、王氏一族を代表して族譜を統纂したのである。このような閱歴からみて王大用一家は、一八世紀後半以降に起家し、とりわけ一九世紀後半以降に、急激に家運を上昇させたものと思われる。⁽³⁹⁾

(V) 『艾氏族譜』（民国二十四年・1935、艾芳芑序）

艾氏の始祖①艾起鳳は、元代に太子少保・三辺總督・一等勇毅公であつたと称し、明代に一五世祖⑯艾守膺・守定らが譜を携えて入川、⑯舟・⑯玉柱らは明末清初に戦火を避けて雲南・貴州を流離したが、その後四川に帰つたとしている。乾隆一七年（1752）に、廩生⑯繼文らが族譜（『乾隆譜』）を重修し⁽⁴⁰⁾、その後、道光四年（1824）に、監生⑯維湖らが續譜したものの未刊に終り、碑を建てるにとどまつた。⁽⁴¹⁾ 同治九年（1870）に、監生⑯世用・文生

㉕景山らが「修譜（『同治譜』）・建祠」し、民国二四年（1935）に、文生㉖芳芑・歳貢㉗芳楷らによつて、民国『艾氏族譜』（『民国譜』）が重修されたのである。⁴³⁾

『乾隆譜』重修には、廩生㉘繼文のほか、武挙人（1744）㉙元文・同じく武挙人（1741）㉚紹文、庠生㉛宏文・申文・㉛不述、監生㉛不煦・㉛子鰲のほか㉘明文・㉛不昭ら計一四名の族人が纂修に名を列ねている。この一四名の族人の子孫で、体仁堂の『底冊』に姓名が照応するのは、㉘宏文（庠生）と㉛不昭の二名の子孫のみで、清代艾氏唯二人の武挙人元文・紹文、廩生繼文ら残る一二名の子孫については、『底冊』に姓名の照応するものは、見出せない。

道光四年（1824）の「續譜建碑」は、『民国譜』によれば、監生の㉓維湖・維府が「倡領」、文生㉔世德が「總理」、儲封⁴⁴⁾㉔世蔭が「經理」をつとめている。監生維湖・維府の二人は、『乾隆譜』纂修に協力した不昭の孫にあたり、從兄弟の間柄である。監生維府の子㉔世彩（字煥然、儒）は、『同治譜』の「修譜建祠敍」を撰しており、後述する同治「修譜建祠」醵金者一九名の一人でもある。世彩とその一子㉕景通は、『民国譜』世系の職業欄にいすれも「儒」と記され、『底冊』には、姓名の照応する「艾景通捐銀拾兩」が認められる。景通の長子㉖芳楷（歳貢・1911）は、『民国譜』重修執事の筆頭に名を列ねており、芳楷の長子㉗國楨（職業欄に「教書」）は、『民国譜』の校刊を担当、國楨の長子㉘秀鍾（教書）は、「重修族譜序」を撰しており、國楨の第四子㉘秀銓（國珍の嗣子、商。生父㉗國楨と㉗國珍は、共通の祖先㉙隆茂の第二子㉘叢理と第五子㉘叢鎔をそれぞれの先祖としており、血縁関係は相当に離れている）は、族譜の財政を担当している。道光の「續譜建碑」の經理を担当した儲封㉔世蔭（儒・医）は、『乾隆譜』纂修に協力した庠生（『民国譜』の世系表では文生、科第表では武生）㉘宏文の玄孫にあたる。世蔭の子弟は、後述するように、『同治譜』・『民国譜』の纂修に貢献し、『底冊』にも姿を現わしており、清末民国期、艾氏一族の有力者になつてゐる。監生維湖・文生世徳の子弟には、『底冊』に姓名の照応する人物は見出しえない。（艾氏世系表略圖I・II参照）

翌道光五年（1825）には、²³維通（号廷魁）が清代では艾氏一族中ただ一人の挙人になつており、『民国譜』の名宦表には、官階は「提塘府」と記されている。維通の次子²⁴世康は監生、曾孫²⁵芳鈞は儒、芳棫（号樹德）は世系表の職業欄に「宦游」と記され、科第表には「芳棫 号樹德、省農政 畢業生」と記されている。名宦表に「芳棫 号燦新、民国 知事」と記されている人物があるが、この二人の芳棫は、おそらく同一人物ではないかと思われる。艾氏唯一人の挙人艾維通とその子孫について、『民国譜』の儒林伝・文苑伝・苦節伝等列伝には何も言及されておらず、『同治譜』纂修（二一名）・『民国譜』纂修（一九名）のいずれにも、維通とその子弟は加わっていない。また、体仁堂の『底冊』にも艾維通とその子孫に照応する人物は見出せないが、その間の事情は不明である。（艾氏世系表略圖II参考照）

『同治譜』纂修については、『民国譜』に前述のように纂修にたずさわった二一名の族人の名前が列挙されているほか、²⁵景山（前述道光四年の經理世蔭の長子）が同治九年（1870）に撰した「宗祠蒸嘗会碑序」を収録、同治の「修譜建祠一族捐資人名」（以下、同治醵金と略記）として一九名の族人の名前と字・号を伝えている。体仁堂の『底冊』には、艾某某名義の醵金が、三〇件、計八一〇両記録されているが、同治醵金一九名の族人とその子弟には、体仁堂創建と時期が近いこともあり、『底冊』の艾某某と名前の照応する人物が多い。『底冊』に記された艾某某三〇件の内、一八件には、この艾氏一族の輩行を示す字²⁴世・²⁵景・²⁶芳が、名前の一字目に使われており、残る二件についても、この艾氏一族の族人の字・号に符号するものがあり、『底冊』の艾某某名義の醵金は、いずれもこの艾氏一族の醵金であろうと推測される。

（甲）『底冊』の艾某某名義の醵金の中で、最高額の醵金は、「艾景蔭捐銀壹百兩」である。この艾景蔭に照応する人物は、『同治譜』を監修した²⁴世重（字鼎元、1824—？）の長子景蔭（字松山、1846—1919、監生）で、世重・景蔭は父子ともに、同治醵金一九名の中に名を列ねており、『底冊』の艾景蔭と同一人物であろうと推測される。

世重・景蔭父子は、入川祖^⑯守膺・守定兄弟のうちの弟守定の子孫であるが、直系の先祖は、清代いすれも布衣であり、乾隆・道光の修譜にも名を列ねていない。『民国譜』の儒林伝には、世重の曾祖^㉑丕謨の伝があり、「(丕謨)畢世潛修帶經而鋤」と述べ、曾孫^㉒世琛（世重次兄、儒・医）・世重、玄孫^㉓景蘭（世重らの父^㉔維業の弟）・景薰（景蔭弟、儒）などの祖風をつぐ子孫（儒者）が出たとしている。丕謨の孫^㉕維崇（世重らの父^㉔維業の弟）も儒林伝に伝があり、維崇は「敬禮師儒」したので、長子^㉖世用（監生、『同治譜』董事、同治醵金一九名の一人）・第三子^㉗世愛（文生）、孫^㉘景疊らの儒者文人が出たと記されている。『底冊』には、この維業・維崇の子弟と姓名の照応する人物が七名あり、いづれもほぼ同一人物と考えられる。煩をさけるために、彼等の綱柄と醵金額を略記すると、つぎのようである。

- ㉙景蘭（維業の長子世順の長子。同治醵金一九名の一人） 三五両。
- ㉚景斌（1854—1924、維業の次子世琛の第三子） 一〇両。⁽⁴⁵⁾
- ㉛景蔭（1846—1919、維業の第三子世重の長子、監生） 一〇〇両。
- ㉜景樞（維崇の次子監生世周の長子） 一〇両。
- ㉝景言（維崇の第三子文生世愛の長子） 三〇両。
- ㉞世雍（1826—1885、維崇の第四子、医） 三五両。
- ㉟世魁（1828—1892、維崇の第五子、監生、同治醵金一九名の一人） 三五両。
- ところで㉛丕謨は㉜奎文の子で、六人兄弟であったが、他の五人の兄弟の子孫には、『底冊』に姓名の照応する者はない、『同治譜』・『民国譜』纂修協力者もない。丕謨の孫維業・維崇の子弟にのみ集中して、同治醵金者・体仁堂への醵金者が見られるのである、丕謨房は、維業・維崇の代前後の時期に起家したのではないか、と推測される。なお、景蔭の次子㉖芳範（号錫疇、1893—）は、『民国譜』纂修の監修にあたっている。（艾氏世系表略圖III 參照）

(乙)『底冊』に「艾景盛捐銀伍拾兩」と記された艾景盛と同一人物と考えられる²⁵景盛（字茂林、1825—1895、士）は、同治釀金一九名にも名を列ねている。景盛は¹⁵守定の次子¹⁶汝信の後裔に属し、¹⁷軒・¹⁸玉遐・¹⁹隆法と生死年・住所・職業欄いずれも空白で、その後、²⁰叢璣（1682—1755、糧）・²¹不堯（1717—1780、文生）・²²子樑（学業）・祖父の²³維基（紳士）とつづき、族譜の職業欄に「糧」・「文生」・「学業」・「紳士」等と記されている。父²⁴世續の長兄世鰲も職業欄に「糧」とある。景盛の弟景長（号樂軒、1834—1904、士）も、『底冊』に「艾景長捐銀參拾兩」と照応する人物の釀金が記されている。景長の子²⁶芳來（字安泰、号安之、1871—1912）については、『民国譜』に、伝がある（方技伝）ほか、劉顯世の撰した「芳來公伝」も收められている。

芳來は、瀘州鳳儀鄉立石驛の人で、清末、成都の法政学校に学び、國家富強の源は實業の振興にあるとして、天下にこれを提倡するため、瀘州に「富川工廠」を創設し、また樂山・潼川各地で桑苗を購入して蚕桑業を興し、光緒三年（1908）、自邸内に「瀘縣農桑學校」を開設、「合邑」（隣県合江県か）の徐恕卿とともに「一百二十箇紡車」を造るなどの成果をあげ、四川總督錫良の奏請によつて五品銜を給された。青年時代から、「喜遊俠、好結納、浪迹江湖」した芳來は、同盟會員熊克武・石青陽らと親交があり、辛亥革命が起ると、重慶でこれに呼応、革命党人によつて四川酉陽討伐軍の統領に推されたが、彼は先に貴陽を討つことを主張して、同志の贊同を得た。性來、酒を嗜んだ芳來は、壯行を祝してつぎつぎとかけつける人達と祖道の宴に暢飲すること数日、遂に病床に臥す身となり、一九一二年一一月、重慶で病死した。実業にとどまらず、教育を重んじた芳來は、重慶でも、男女小学校を開設している。辛亥革命後の混乱で、芳來が起した実業は挫折、一家は中落したが、同じく劉顯世の撰した「艾母雷太夫人伝」によると、芳來の妻雷氏が家政をとりしきつて一家を再興、芳來の長子²⁷國霖（1909—）は、四川公立警監専門学校卒業、『民国譜』の纂修には、經理を担当している。芳來夫妻の伝を撰した劉顯世は、國霖の四川公立警監専門学校の同學である。

景盛・景長らの祖父⁽²³⁾維基の子孫では、景盛・景長らの他に、維基の長子⁽²⁴⁾世鰲（糧）の孫⁽²⁶⁾芳鎔（字化齋⁽⁴⁶⁾）が同治釀金一九名に名を列ねており、同じく⁽²⁶⁾芳洪（字洪順、1849—1900）は、『底冊』に艾洪順名義の釀金一五兩があり、維基の次子⁽²⁴⁾世元の次子⁽²⁵⁾景興（1831—1895）には、『底冊』に艾景興名義の釀金一〇兩がある。⁽²³⁾維基の祖父⁽²¹⁾丕堯には、⁽²²⁾子棟・子樑・子林・子潛・子桂・子潤の六子があつたが、同治釀金及び体仁堂への釀金は、次子⁽²²⁾子樑の長子維基の子孫にのみ集中している。⁽²⁰⁾叢璣（糧）以降、⁽²¹⁾丕堯（文生）・⁽²²⁾子樑（学業）と、前述のように族譜の職業欄に、糧・学業・紳士等と記されているが、『乾隆譜』纂修、道光の「續譜・建碑」に彼等の名は記されておらず、子樑房が⁽²³⁾維基の代以降に、起家したのではないか、と思われる。（艾氏世系表略圖IV参照）

（丙）『民国譜』纂修時の族長は、⁽²⁶⁾芳芑（字嘉穀、易名希洛、1870—、附生・医）であるが、彼は前述した道光「續譜・建碑」の經理をつとめた⁽²⁴⁾世蔭の孫であり、『民国譜』に「嘉穀生伝」が収められている。芳芑の伯父⁽²⁵⁾景山（号靜齋、1837—1900）は文生で、前述のように『同治譜』の督修をつとめ、同治釀金一九名の一人で、「宗祠蒸嘗会碑序」を撰しており、『底冊』にも、「艾景山捐銀肆拾兩」がある。景山の弟⁽²⁵⁾景川（字濬之、1832—1881）が芳芑の父で、父世蔭・兄景山と景川の三人ともに、同治釀金一九名に名を列ねている。芳芑の兄⁽²⁶⁾芳茂（字成修、名希濂、号承周、1868—1932）については、『民国譜』に「承周伝」が収録されている。それによると、芳茂は、光緒戊戌（1898）、余棟臣起義に乗じて郷人張申が乱を起した時には、鳳儀郷の大總保をつとめており、鎮圧に活躍した。壬寅（1902）の歳⁽⁴⁷⁾、華觀察（華國英）が酒の酔に乘じて拳兵、龍神祠内におかれていた團練局に攻撃をかけるという事件があり、その時、同じく龍神祠内におかれていた津捐局の「首士」として隣合わせた芳茂は、屈廣文（友蘭）とともに重傷を負つたが、後述する同郷瀘州出身の高給諫（枟）に訴え、高枟の彈劾によつて、華國英は罷免されたという。その後、勸學員を兼任、鳳儀両等学校を創設し、民国に入つてからも立石鎮團総・県團練局長をつとめ、「先後任團局」二十年、津局五年、勸學五年、山防局兩年、曾無囊蠹之私、竟以積勞致疾卒、年春秋六

十有六」と記されているように、各局局士を歴任、一九三一年に歿している。一九二六・七年、中国共産党員劉伯承・陳毅らが指導した瀘州順慶起義当時の瀘県團練局長は、この艾希濂（芳茂）である。⁽⁴⁸⁾『底冊』に「艾芳茂捐銀參拾兩」が記録されているが、父景川（1832—1881）死亡直後の時期であり、この醸金は、弟芳芑・芳芮ら三兄弟を代表しての醸金ではなかつたかと思われる。後に瀘州の各局局士を歴任、県の團練局長にもなつた芳茂（後に艾氏一族の族長をつとめることになる芳芑）ら兄弟の、体仁堂への醸金は三〇両にすぎない。『民国志』卷五 賢母には、「艾景川妻張氏」の伝があり、

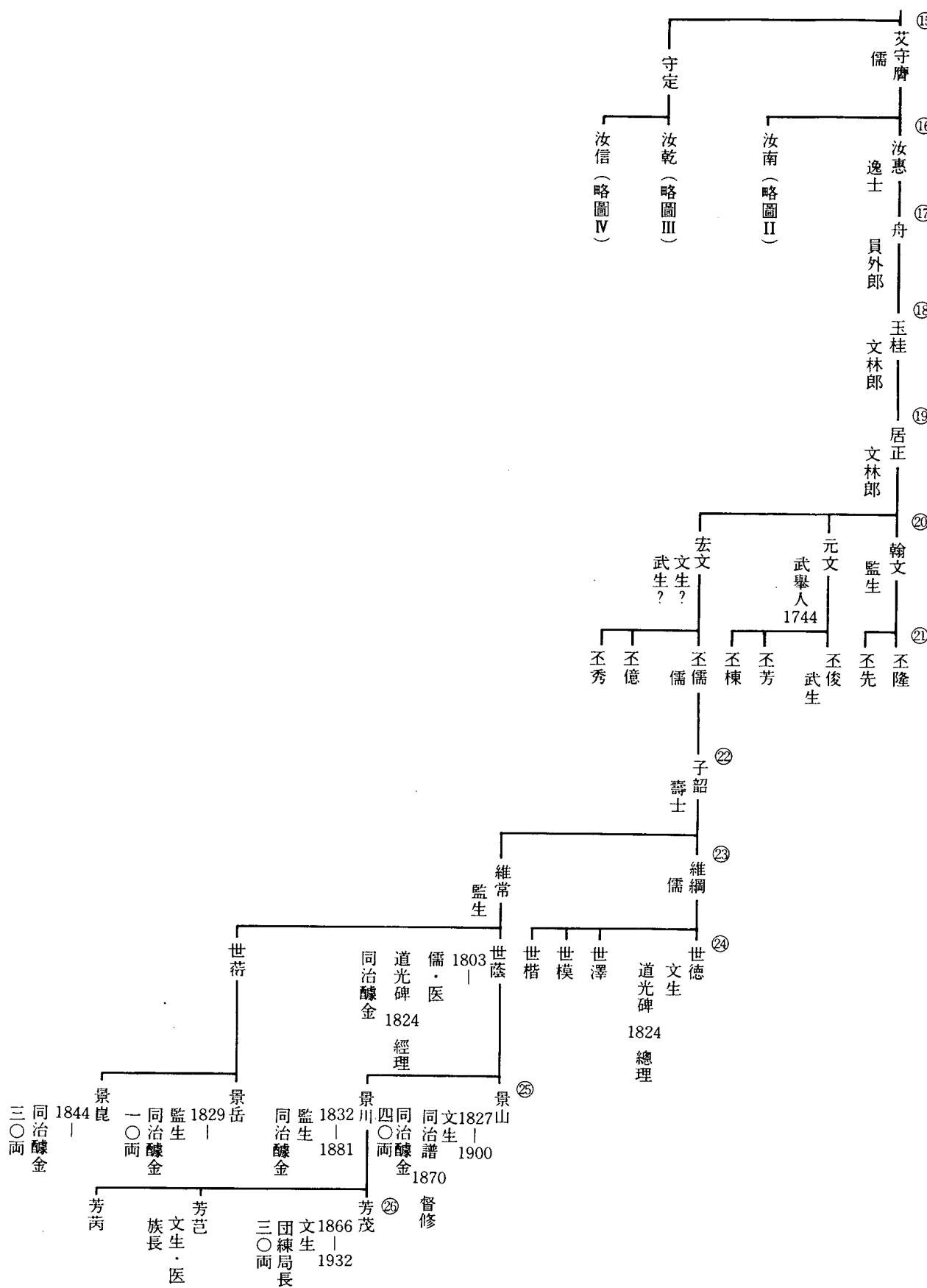
「艾景川妻張氏、年四十、夫故、遺子三俱幼、氏遣其子就外傳、又延師課其少子、或諷之曰、債纍纍、不早爲計、且經營内外、終歲艱苦、始得餘錢幾緝、又以脩金耗去、何聘師爲、氏曰、吾不願兒輩多積財、但願兒輩多讀書明理也、敬師益不懈、」

と記されている。なお、艾芳茂の女は、壬寅の歳に災難をともにした屈廣文（光煌、友蘭、合江教諭）の子亦仁に嫁いでいる。

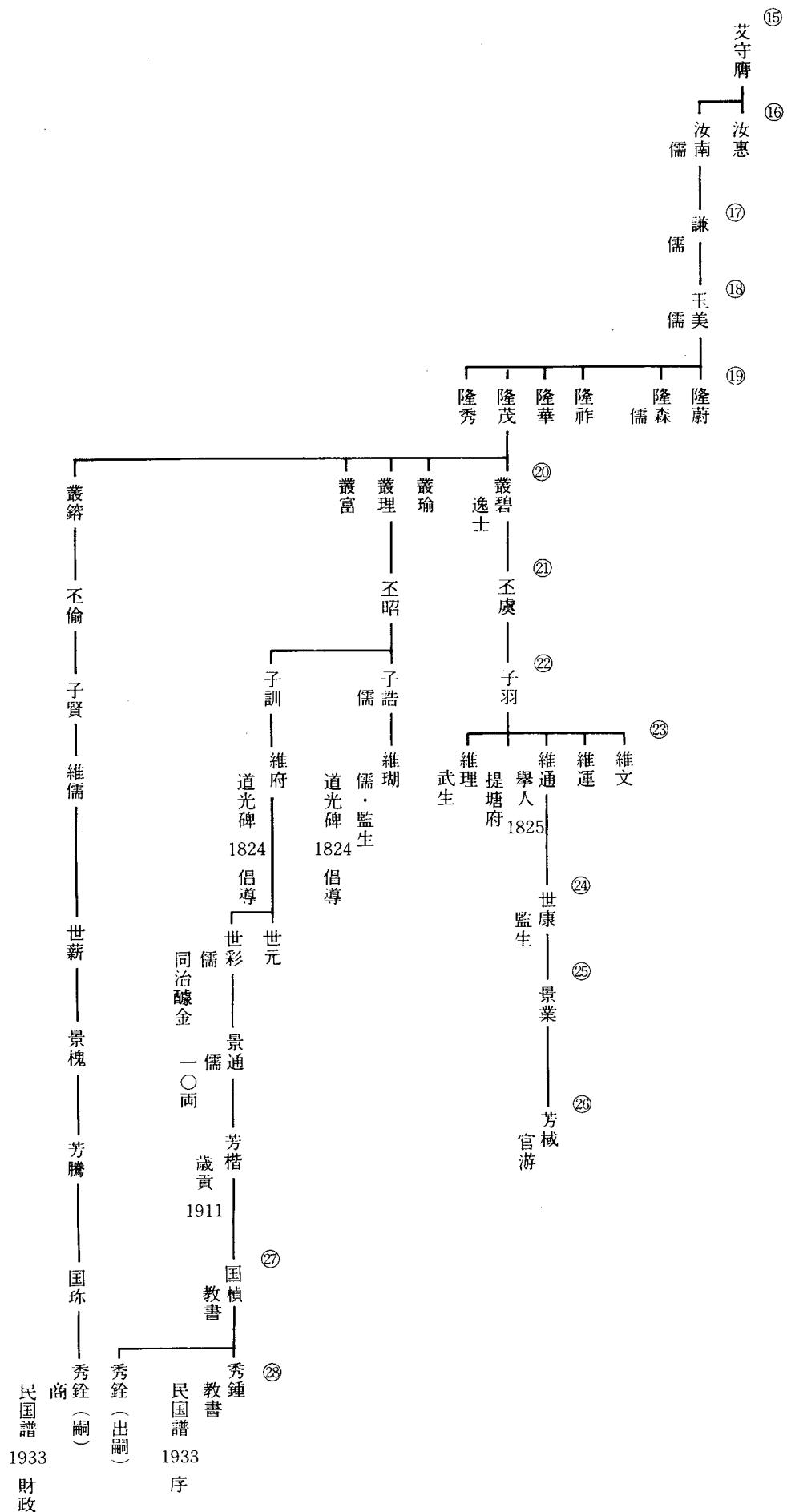
前述のように、艾景山・景川らの先祖^⑯宏文（文生？・武生？）は『乾隆譜』纂修に参加しており、その後^⑰不儒（儒）・^⑯子韶（壽士）とつづき、子韶の長子^⑲維綱（儒）の長子^⑳世德（文生）が道光「續譜・建碑」の總理をつとめたのであるが、この維綱の子孫からは、同治醸金・体仁堂への醸金はみられない。^⑲維綱の弟維常（監生）の長子が^㉑景山・景川兄弟の父^㉒世蔭であり、次子^㉓世荷（字繩武）の長子^㉔景岳（字崧高、1829—、監生）については『底冊』に「艾景岳捐銀拾兩」があり、次子景崑（字潤峯、1844—）についても『底冊』に「文景崑捐銀參拾兩」があり、また、景岳・景崑は同治醸金一九名にも名を列ねている。⁽⁴⁹⁾以上のように、『民国譜』纂修時の族長艾芳芑らの場合、^㉕維常の子孫に、同治醸金者・体仁堂への醸金者が集中しているのが特徴である。⁽⁵⁰⁾（艾氏世系表略圖I・II・III・VIのようである。参考）なお、体仁堂醸金者を中心に、艾氏の系図を略示すると、つぎの艾氏世系表略圖I・II・III・VIのようである。

艾氏世系表略圖 I

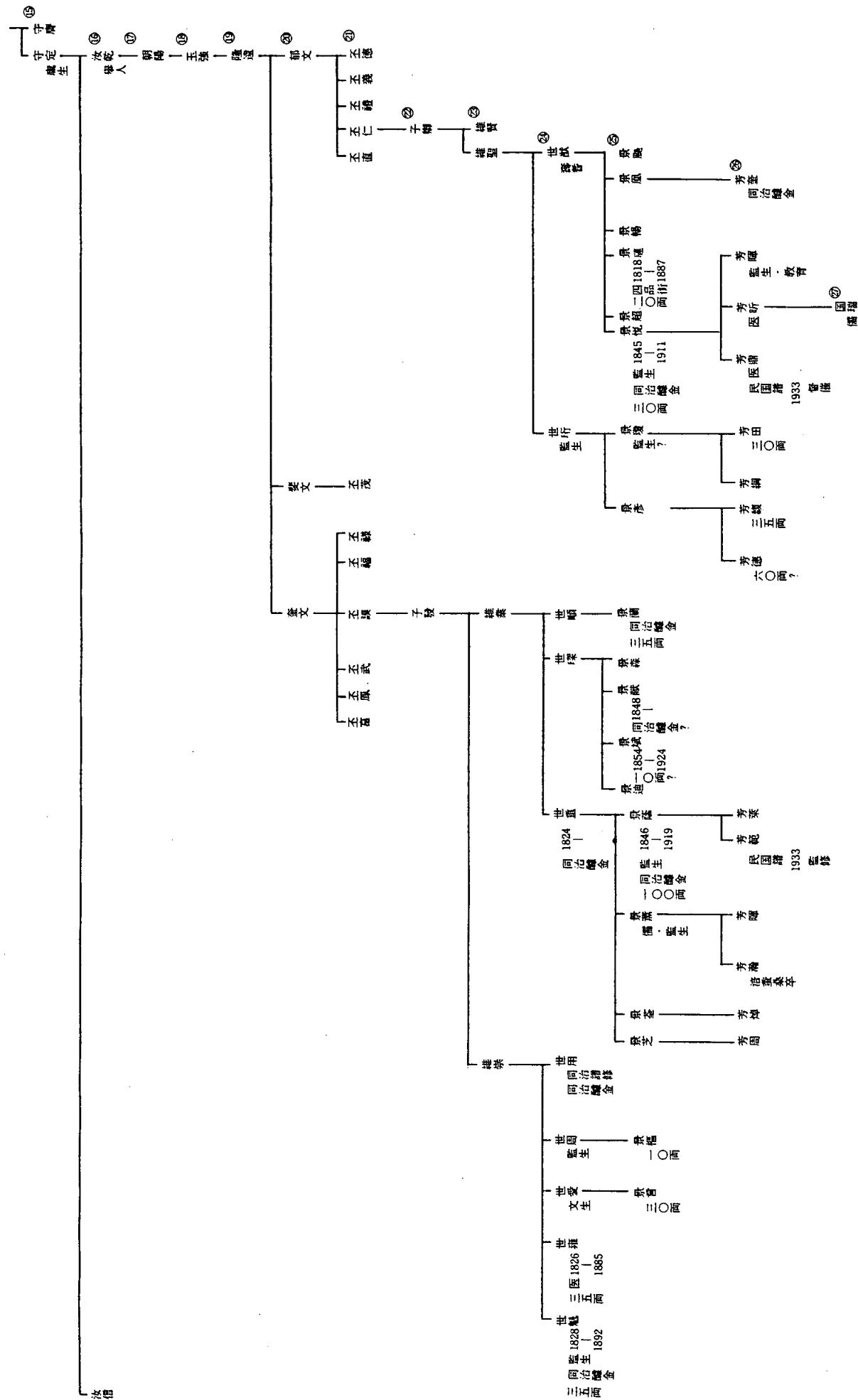
47



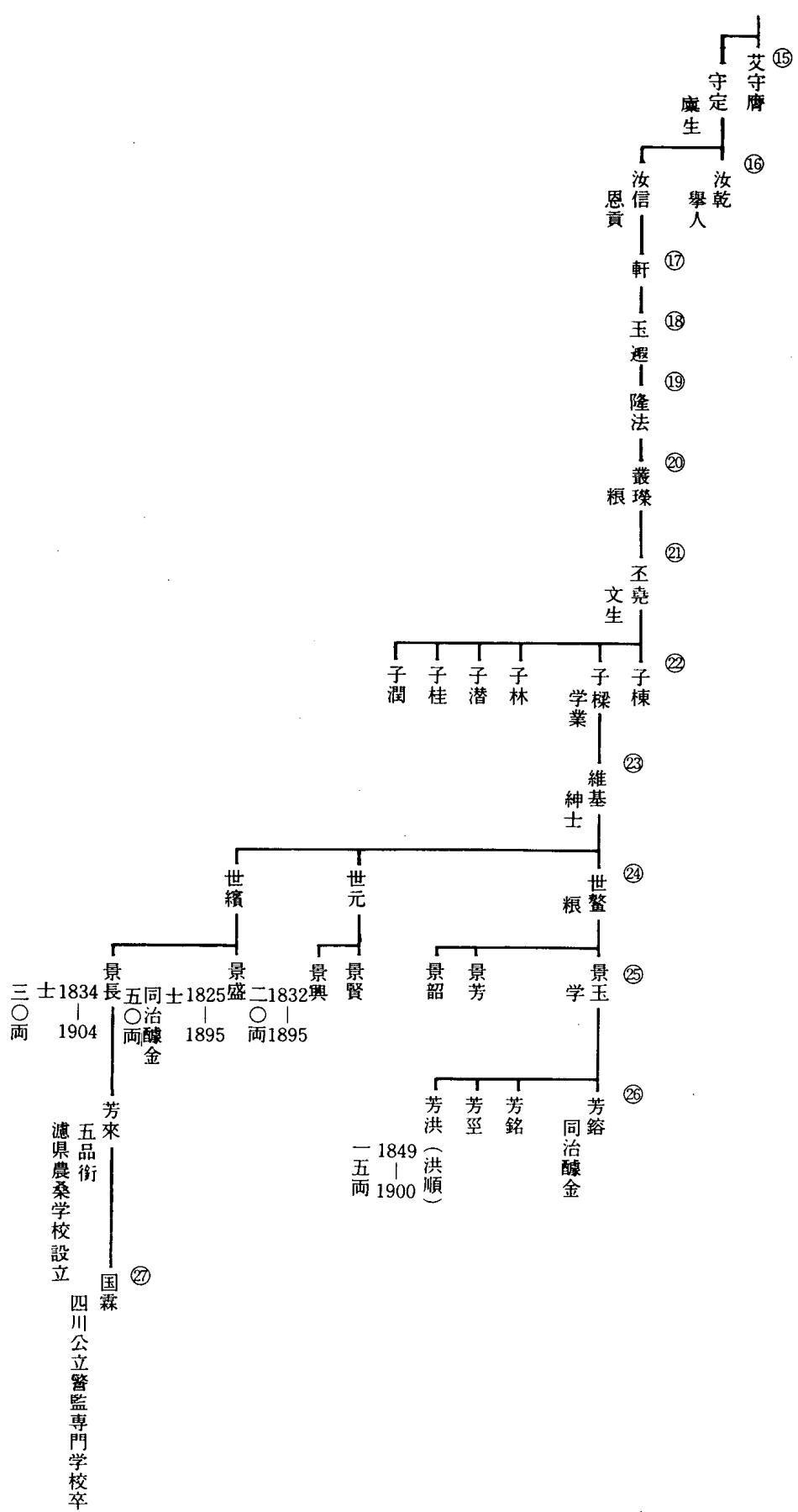
艾氏世系表略圖 II



艾氏世系表略圖三



艾氏世系表略圖 IV



(VI) 『瀘州南門高氏族譜』（光緒二年・1896、高樹・枟・楷編輯）

「瀘州四高」と称された挙人（1879）高楷・進士（1889）高樹・進士（1889）高枟・挙人（1870）

高楷四兄弟や挙人（1894）高壽（楷の次子）らを輩出した清末瀘州の名門高氏の族譜である。

始祖①潔は、六世孫⑥楠・樹ら兄弟の太高祖にあたり、湖北省黃州府麻城県孝感郷の人で、宜昌總兵であったが、康熙初、「禍に遭い」⁵¹、高祖②尚志（字時茂）が難を避けて四川省永川県に移住、ささやかな飯店を開き生計の道をはかつたとしている。⁵²曾祖③耀（字光遠）は、尚志の次子で、兄□とわかれて瀘州南門に転居したが、妻王氏に留守をあずけ、重慶より成都への街道すじにあたる永川にて商賈に從事した。高祖尚志・曾祖耀の頃、家は貧しく、耀の妻王氏は、豆豉を煮て粗瓦を小皿がわりにして屋台にならべ、また得意とする手編の竹笠を賣っていたが、肝腎の竹にことかく次第であつた。⁵³耀には、④位陞・位榮・位華・位富・位貴の五子があつたが、⑥高楠らの祖父は、耀の第四子位富（字宝仁、1752—1834）で、僅か九歳で「担水」労働に從事して日銭を稼ぎ、父の留守をまもる母王氏を助けていた。或る日、足の裏に何かが突き刺さり、痛さのあまり転倒、運んでいた桶の水をこぼしてしまったが、足に突き刺さっていたのは、銀の約指一鉤であつた。盗みをはたらいたかと訝しむ母に事情を釈明、天の加護と神に謝し、約指を錢百余にかえ、これを元手にして、「藍田（崇義郷）・豊樂（忠信郷）・羅漢（里仁郷）・泰安（崇義郷）諸鎮」に赴き、「鷄・鶩・魚・鼈・豆・蔬之屬」を購め、城市で商つた。成人の後は、南は瀘衛九姓、西南は叙州、東は巴・渝・涪・萬県各地に東奔西走、「麻布及皮革」・「販米」などの貿易に從事したが、「祖父寶仁公事略」には、「公之為賈也、不設店、不用主計傭工、不居奇久積、一以苦身戮力為務」とあり、店舗をかまえず、人を傭わず、商賣を営んだとされており、いわば個体戸であったようである。位富は商才に恵まれ、十余年で万金を稼いだが、五〇歳たらずで商賣から身を引き、「閉戸延師、課我父及伯父」と「事略」に記されているように、長子⑤愈謙・次子鳴謙二子の教育に専念、一八三四四年に八二歳で没している。⁵⁴位富は、嘉慶一二年（1807）に、長兄位陞・次兄位榮の三

子⑤正芳・正純・正金、末弟位貴から、彼等兄弟が父耀（1707—1774）から承継した宅地を二四〇両で買い取つており、⁽⁵⁵⁾ 位富房以外は、その後一二二代で系譜がとだえている。孫⑥楷が族譜の「田宅記第六」⁽⁵⁵⁾ に、「吾家田宅皆吾祖寶仁公所遺」と記し、曾孫⑦庚先が族譜の「後序」に、「自高祖光遠公廁有坐宅外、餘皆曾祖寶仁公置者、計其價約四萬餘金」と記しているように、四万余両に達する家産は、位富一代で蓄えられたのである。⁽⁵⁶⁾ なお、「民国志」卷五 孝友には、高位富の伝があり、「高位富、家赤貧、年十二聞父歿於瀘衛、扶櫬歸葬、編笠樶履以供母、長出貿、遇母生日及歲時令節必歸省」と記されている。

④位富の長子⑤愈謙（字益齊、1782—1838）は庠生で、次子鳴謙（原名正紀、字学山、1788—1861）が、⑥楠・樹ら兄弟の父である。愈謙・鳴謙兄弟は、父位富死去の翌年、道光一五年（1835）に析産しており、⁽⁵⁹⁾ 「田宅記第六」によれば、宅地を除いて一八〇〇〇両余りの田産が長房愈謙の所有に帰している。⁽⁶⁰⁾ 愈謙の一子鏞（字嶰之、1828—1890、雲南試用巡檢）は、十歳で父愈謙を失つたが、叔父鳴謙は戚族の楊・李二人に鏞の錢穀の管理を託し、毎年祖父寶仁（位富）の誕生日に親友を集め、祖父の画像を前に会計報告、収支を明らかにし、余裕が生じた年には、鏞の名で「育嬰・廣仁・福田諸善局」に寄付して徳を積ませ、鏞の成人婚嫁を待つて家政を帰したという。鏞は都司蘇公の女を娶つたが、その後、吳氏・周氏二妾を買ひ入れ、それらの出費をつぐなうべく、官を捐つた。当時、楠・楷らの母王氏は、「捐虛銜勿仕」と仕官しないように忠告したが、鏞は、「姪非求榮、欲謀祿利償逋債耳」とこたえ、妾周氏を伴つて雲南に赴いた。到着後間もなく、雲貴總督潘鐸が戦死した「回匪馬獮叛」⁽⁶¹⁾ が発生、籠城を余儀なくされた鏞は、資金調達のため、下僕を瀘州に帰したが、資金を預かつた傭人が雲南に赴く途中遭難するなどの災難にあり、瀘州出発時には、「四馬一藍輿」、家人が佩刀騎馬で随行するなど、威風堂々の勢いであつたのが、翌年、僅かに一蹇馬で帰還のありさまであつた。仕官が不首尾に終つたため、瀘州南角街に捐号を開いたが、これも一年たらずで店をたたむことになつた。おりしも、李永和・藍朝鼎の起義が起こり、咸豐一〇年（1860）、瀘

州にも団練局が設置されることになり、団務をつかさどることになった挙人（1839）鄒瀟舫（容彦）の推薦で、鏞も団練局士に加えられた。団練局は、当初、錢商鍾復盛に軍餉をたてかえさせ負債があつたが、時の知州徐錫鑑は、集まつた餉捐を着服して転任、鍾錢商は、専ら裕福な鏞を督促して負債を取り立てようとしたし、他の局紳たちは、「匿避恐後」れるばかりであつた。後に挙人（1879）となる堂弟高楠が、堂兄鏞を団練局士に推薦した鄒挙人に泣訴、鄒挙人の調停で事は解決したものの、鏞は自腹をきつて三百金を賠償している。その後、同治一一年（1872）には、州人に推され、鶴山書院の運営にあたり、書院の田地を踏勘、宿弊を一掃したという。⁶²「田宅記第六」によると、鏞は、己未（咸豐九年・1859）から壬戌（同治元年・1862）にかけて、三度にわたり、計五六〇〇両ばかり田地を賣却しているが、買妾・仕官・団練局の善後処理等にあてたものであろう。⁶³

体仁堂の『底冊』には、「高獮之捐銀肆拾兩」が記録されているが、これはこの高鏞（字嶧之）の醸金を示すものであろう。父位富から繼承した田産の小半を賣却したものの、なお一万両余りの田地を擁していた高鏞の体仁堂への醸金は、四〇両にすぎないとことになる。

高位富の次子⑤鳴謙の妻譚氏⁶⁴は、挙人（1813）・金堂教諭譚謙の姉妹で、鳴謙と譚氏の間には、⑥義（1820—1836）・智（夭逝）・敬（1824—1851、監生）・毅（1830—1857）の四子と四女があり、繼配王氏は、⁶⁵議叙同知銜王鑑光の孫女・名医王永年の女で、鳴謙との間に⑥楠（挙人）・澤（夭逝）・樹（進士）・枏（進士）・楷（挙人）ら五子と四女があつた。鳴謙の第三子⑥敬は監生で、敬の妻譚氏は、母の兄弟譚謙の女である。敬の長子⑦雲先（1856—1889）は優廩生、敬の長女は、後年「富室游朝瀛」に嫁している。⁶⁶『底冊』に「游朝瀛捐銀參百伍拾兩」が記録されているが、同一人物と思われる。鳴謙の第四子⑥毅の長子⑦守先（1855—）は附生である。鳴謙の次女は袁國賓に嫁しているが、袁國賓の孫家和に関しては、『底冊』に「袁家和捐銀拾伍兩」がある。

鳴謙と繼配王氏との間に生まれた第五子⑥楠は挙人（1879）、楠の次子⑦壽（原名春先、1865—）も挙人

になつており、楷の次女は、前述した寧州知州張倫文（前出五頁、『底冊』捐銀一〇両）の子に嫁しており、第五女は屈達賡に嫁している。『底冊』に「屈達賡捐銀貳百伍拾兩」が記録されているが、多分、同一人物であろう。⁽⁶⁷⁾ 第七子⑥樹（1849—）は挙人（1875）・進士（1889）で、兵部主事・記名軍機章京、兵部員外郎・奉天錦州府知府等を歴任している。樹の妻王氏は、歳貢（1847）候選訓導王崇勲の女であり、樹の次子⑦億先（1878—）の妻聶氏は、挙人聶培新の女で、樹の長女は魏玉書に嫁いでおり、『民国志』卷八 節孝下に、魏玉書妻高氏の伝がある。樹の三女は、前述した挙人（1873）杜應鳴（前出一六頁、『底冊』捐銀二〇両）の子に嫁している。鳴謙の第八子⑥枂は挙人（1876）・進士（1889）で、翰林院編修、刑・兵・工三科給事中を歴任している。枂の妻は曹元惠の女（1851—1889）であり、繼配車氏（1869—1891）は車智の女で、教諭車雲湘の妹である。

この車智は、瀘州士紳釀金額の最高額である一〇〇〇両を体仁堂に釀金した車智と同一人物であろう。⁽⁶⁸⁾ 枂は、車氏の歿後、翰林・湖南布政署理巡撫龔綬の孫女で進士・杭州府知府龔嘉雋の女龔氏を娶っている。枂の長子⑦敏先は、黃紹謨の女で、進士（1875）翰林院庶吉士黃紹謨の姪女にあたる黃氏を娶っている。枂の次女⑦儲先は、江安候補知県傅世榕の子で進士・翰林院編修傅增清の弟に嫁ぎ、三女苡先は、車智の孫にあたる車雲湘の子有倉に嫁いでいる。体仁堂に一〇〇〇両を釀金した車智について、『民国志』には、何の言及も見出せないが、車氏は、清末瀘州の名門であつた進士高枂一家と密接な婚姻関係で結ばれていたようである。鳴謙の第九子⑥楷は、挙人（1876）で直隸陝水県知県・無極県知県等を歴任しており、楷の妻黃氏は挙人（1859）黃象先の女で、楷の次女は南渓県の挙人包汝諸の孫、挙人包崇祐の子、增生包湛文に嫁いでいる。なお、『民国志』卷六 賢母には、高鳴謙妻王氏の伝があり、

卷四 宕蹟に高枂の伝、卷六 文苑に高楷・高樹の伝がある。

高鳴謙の妻譚氏の実家は、瀘州の塩商で素封を以て鳴らしていたが、挙人譚謙の六度にわたる会試受験の出費、謙の弟讓・誠らの豪宕な交際等がかさなつて家運が傾き、千金を借金したもの返済することかなわず、譚家の田産は

人手に渡ることになった。その時、鳴謙は「子母四千余金」をたてかえ、譚家の収租四〇石分の田産が鳴謙の手に帰することになったが、「田宅記第六」には、「吾家受窘、實始於此」と記されている。⁽⁶⁹⁾ 鳴謙が咸豐一〇年（1861）に歿した後、王夫人の子樹や樋ら兄弟の入学・鄉試受験の出費で負債がかさみ、譚夫人の子敬・毅の未亡人熊氏・劉氏は早急に析産することを主張、いざれ敬の子雲先、毅の子守先の科挙受験もひかえていることであり、負債を償還して家計をたてなおした後に析産しようとする王夫人らと意見が対立したが、結局、同治七年（1868）、譚夫人の孫雲先・守先ら両房と、王夫人の子樹・樋・楷四房との間で析産している。⁽⁷⁰⁾ なお、族譜の「族居記第三」には、

「光緒六年庚辰（1880）冬、母命樋・樹・樋・楷各歲支食穀三十石、仍同居共爨」とあり、樋ら四兄弟の間では析産していなかつたようである。一八六八年の析産後、同治九年（1870）、王夫人・樋四兄弟らは、負債の整理と兄弟の科挙受験の費用にあてるため、石塔面にあつた田産（正糧額七斗九升三合、価銀四九五〇両、収租一二〇余石）⁽⁷¹⁾ の内、旱田四〇石分を龍姓に賣却処分している。祖父位富が一代で蓄えた田産は、前述のように鋪による三度の賣却処分、同治九年のこの賣却、また、譚家の借金を肩代わりして父鳴謙が入手した前述収租四〇石分の田産（同治七年の析産で雲先・守先に歸していた）も析産後数年で廖姓に賣却されるなど、減少する一方であつた。新たに田産が購入されたのは、「田宅記第二」によれば、光緒一八年（1893）に収租三〇石五斗の田産（価九〇〇余両）、ついで光緒二年（1895）に収租三八石（価一一〇〇両）の田産購入と、高樹・樋らが仕官して後のことである。

体仁堂の醵金については、族譜の「顯妣王太恭人行述」に、つぎのような記述がある。

「三費局訟費一千一百金、母曰、蔣秋帆已辭首事、樋與黃省初（舉人1864・進士1875黃紹謀）挽留之、雖當時同挽留者不乏人、然此時皆争避之恐後、事成則衆人享其利、事敗而秋帆及黃次典受其害、奚忍乎、於是命楷為樋籌貸七百金給秋帆、續又謂楷曰、汝當日與諸公稟請興設賓興及試院雨棚、吾以為善舉、不汝禁也、孰料竟因此成訟、自茲以往、有以善舉請商者置勿聽、後州牧鄧樹三・田子石兩公祖殷勤聘樹・楷修志書、辦體仁堂、皆力辭不與聞、

遵母教也、」

すなわち、三費局の首事蔣秋帆はつとに辞意を洩らし、高枒（挙人1876・進士1889）や黃紹謀（挙人1864・進士1875）らに慰留されていた。三費局の運営をめぐって訴訟が起ると、かつて蔣秋帆を慰留した人達はみな先を争つてかかわりあうことを避け、蔣秋帆と黃次典が訟費一一〇〇両をかぶる破目になつた。高枒・楷らの母王氏は、楷に命じて枒のために七〇〇両を工面させ、蔣秋帆に用立てた。その際、王氏は枒に、「かつて、諸公とともにそなたが賓興や試院の雨棚を創設することを申請しようとした時には、善挙であると考え、かかわることを禁じなかつたが、はからずも今日の訟事を招くことになつた。今後は、たとえ善挙の相談をうけてもかかわることのないよう」と諭しており、署知州鄧林（樹三・樹珊）、知州田秀栗（子石・子實）が、樹・楷兄弟に『光緒志』の編纂・体仁堂の創設について協力を懇請した時も、母王氏の訓に遵い、固辞した、というのである。瀘州の三費局は、咸豐二年（1861）に、知州許培身の下で創設されたのであるが、⁽⁷²⁾賓興や試院の雨棚創建の善挙と、どのようになかかわりがあつたのであろうか。体仁堂の『底冊』には、高鳴謙の子弟と姓名の照應する人物は見当たらない。体仁堂創設の前夜に、賓興や雨棚創設の善挙ともからむこのよくな訟事があつたことは、他の瀘州士紳にも、体仁堂創建への対応の仕方に微妙な影響を与えたのではないか、と思われる。

以上のように、清末瀘州の名門高氏は、一八世紀後半から一九世紀初頭にかけて、四世祖高位富が、麻布・皮革・米等の販賣に従事、一代で四万余両の産を築いて、貿易から身をひき子弟の教育に専念、一九世紀末、光緒年間に孫の代の高枒・樹・枒・楷ら兄弟が舉人・進士に合格、三代かけて瀘州の名族の地位を築き上げたのである。祖父が一代で財を築き、子に教育投資を行ない、孫の代に結実して郷紳の列への参入を果たした高氏の事例は、一介の庶民の家から勢望の家への上昇コースの一つの典型を示しているといえよう。なお、高氏の系図を略示するとつぎのようである。

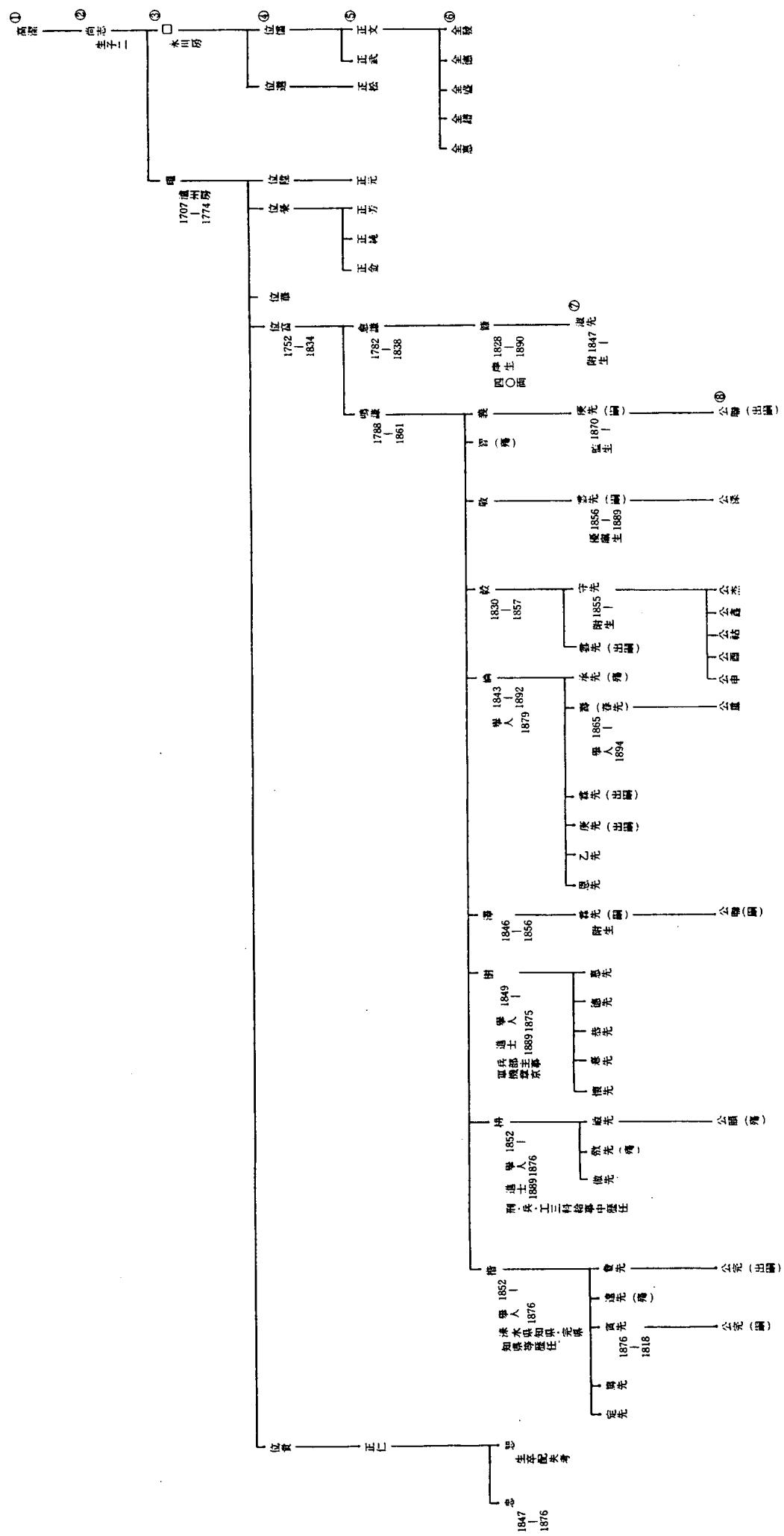
体仁堂創設の醸金簿『底冊』を手にした時には、清末士紳の代表として瀘州の進士・挙人らが、醸金額においても中核的な役割を果していることであろう、と思いこんでいたのであるが、予想に反して、明らかにしえた限りでは進士・挙人には高額の醸金は見当らず、概して一〇両乃至一〇両の少額の醸金者が多かつた。

劉世勛・車智・曾隆貴三人の各一〇〇〇両を筆頭に三〇〇両以上の高額醸金者は五〇人を越えるが、これもまた予想に反して、『(民国)瀘県志』の列伝には、これら高額醸金者の名前は見当らず、彼等についての言及も殆どみられなかつた。これは、清末民国期約六〇年間に、瀘県農村社会において階層構成に大幅な変動があつたことを示すものであろうか。辛亥革命後の軍閥混戦の中で、瀘県は統治者がつぎつぎに交替しているが、『(民国)瀘県志』にもそのような政治状勢が反映、その編纂方針に特殊な偏りをもたらした、という事情もあつたのかもしれない。

軍閥混戦の前夜、辛亥革命期に活躍した人物についてみても、川南軍政府副都督・衆議院議員溫翰楨（祖父宣豫が創始した酒坊「温永盛」名義一〇両）、四川臨時省議会議員蘇俊・四川省議会議員蘇正芳（俊の祖父・正芳の父國霖、字雨蒼、蘇雨蒼名義七〇両）、清末の四川諮議局議員萬慎（字斐成、『底冊』に「萬斐成捐銀拾兩」）、重慶で辛亥革命に呼応した艾芳來（父景長名義二〇両）、清末民国期の團總・團練局長艾芳茂（艾芳茂名義二〇両）等、現在までに醸金の事実を推定しえた限りでは、彼等の醸金額は左程多額ではない一方、他方体仁堂に高額の醸金をした人物乃至その子弟が、辛亥革命期に、数多く活躍していた、という顯著な形跡も現在のところ、みとめることができない。

何分、『(民国)瀘県志』は、全八巻一四〇〇頁たらずの簡略なものであり、現在までに披見しえた瀘州関連の族譜も僅か六点にすぎず、これに基づいて早急に一般的な結論を導き出すことはさしひかえたい。今後一層の史料調査・収集によって更に検討を深めることができれば、と願つてゐる。

高氏世系表略圖



- 1 『民国志』卷一 輿地志 疆域。
 - 2 『民国志』卷二 食貨志 戸口。
 - 3 鄭勵儉『四川新地誌』(正中書局、一九四六年)三一一〇頁所載の「表一 四川各縣面積・人口・密度・縣等」による。
 - 4 神田正雄『四川省綜覽』(海外社、一九三六年)三三六・七頁。
 - 5 『民国志』卷二 食貨志 賦稅。
 - 6 周詢『蜀海叢談』卷一 制度類上 各府直隸廳州。
 - 7 前掲『四川新地誌』六頁。
 - 8 田秀栗『瀘州創建体仁堂稟批稿』(光緒九年)、『体仁堂總理各事條約』・『体仁堂善舉六所章程』・『体仁堂善舉八事章程』・『体仁堂學田四種章程』・『体仁堂官商紳糧捐銀數目姓名・置產価値載糧取穩收租底冊』(以上五点、光緒十年秋九月)。『底冊』は、正確には、「瀘州官商紳籌辦體仁堂善舉暨學田經費先後捐助銀數姓名底冊」と「瀘州官紳籌辦體仁堂善舉暨學田公款捐資置產価値載糧取穩收租數目底冊」とが、前記の標題の下に、一冊にまとめられている。
 - 9 田秀栗「瀘州創建体仁堂初次請示通稟」(田秀栗『瀘州體仁堂稟批稿』)。
 - 10 『民国志』卷一 治制志 慈善機關 体仁堂。『体仁堂總理各事條約』。
 - 11 田秀栗「瀘州創置學田附入體仁堂稟」(田秀栗『瀘州體仁堂稟批稿』)。
 - 12 『体仁堂官商紳糧捐銀數目姓名・置產価値載糧取穩收租底冊』。
- 三四六〇件の内、八件が「段玉書捐銀伍拾兩零陸錢陸分」の如く両以下の端数を付しているのを除き、その他の三四五二件はすべて両単位(二両以上)の醵金である。醵金は、個人名義でなされているとは限らず、たとえば「西黃白花帮捐銀伍百両」・「石陽會捐銀壹百両」・「撫州會館捐銀拾貳両」・「禹王宮捐銀貳拾両」・「雨壇寺捐銀參拾両」・「保和典貳百両」等々のように、

帮・会館・寺・商号等名義の醵金もみうけられる。また、「萬壽宮捐銀參拾兩」・「萬壽宮捐銀伍兩」・「胡洪順捐銀貳兩」のように、少数例ではあるが、同一名義の重複した醵金の事例がみられる。

13 『体仁堂善舉八事章程』、『体仁堂学田四種章程』。

14 施姓の醵金は、「施尚儒捐銀拾伍兩」を筆頭に、施澤久の一〇両を含めて五件・計五二両にすぎず、醵金總額から推して施澤久の背後に経済的に有力な一族の支持があつたとは考え難い。

戴執禮『四川保路運動史料』（科學出版社、一九五九年）七六一九頁。菊池貴晴「經濟恐慌と革命への傾斜」「東京教育大学アジア史研究会『中國近代化の社會構造——東洋史學論集第六——』（一九六〇年）所収」。

15 龍姓の醵金は、龍懷珠捐銀三〇兩を筆頭に、十一件みとめられるが計一八五両にすぎず、龍志清一族には多額の醵金者はいない。

16 『光緒志』卷八 選舉志には、「彭櫓 光緒二年恩貢」と記されているが、『民国志』卷四 選舉表では「彭櫓 光緒二年副貢」、同書卷五 孝友では、「彭櫓 字雲裳 崇義鄉人 恩貢生」と記されている。

17 『民国志』卷四 選舉表 歲貢題名表七 補遺には、「出貢年限均不可考」六四名の内に、蕭玉青の名が含まれている。

18 羅姓の醵金は、羅廷芳の五〇〇両を筆頭に七六件・計三一四〇両に達している。この羅姓がすべて同じ一族であつたか、否かは不明であるが、羅鳳笙四〇〇両・羅鳳樓四〇〇両・羅鳳誥一〇〇両など、羅鳳一一名義の醵金だけでも一〇件・計一三〇五両に達している。この羅鳳一一是輩行を同じくする族人と推定しても差し支えないであろう。また、進士（1876）羅經學の父羅文秀については、『底冊』に「羅文秀捐銀參拾兩」とある。羅經謨と羅經學が同族であつたか否か、また羅鳳起らと羅經謨が同族であつたか否か、さだかではない。しかし、醵金額の規模から推して、羅鳳起の一族は経済的に有力な大姓であつた、と推測される。

19 蔣姓の醵金は、蔣德顯の一六〇両を筆頭に二一件・計八五四両あり、蔣愈一一名義の醵金も、蔣愈芬五〇両・蔣愈清四〇両・

蔣愈炳二〇両など四件・計一三〇両みとめられる。進士高枱・舉人高楷ら兄弟の六姉は蔣宗釗に嫁いでいるが、『高氏族譜』卷六によれば、蔣愈清は字秋諷、納溪増生で、宗釗の從子にあたる。また、進士蔣茂璧（字達軒）は高枱ら兄弟と親交があり（『民国志』卷五 孝友 蔣茂璧伝）、高枱ら兄弟は蔣茂璧・蔣秋帆らとともに「田園会」をつくり、祠堂祭田のための積立てを行つており（『高氏族譜』卷六 祠堂祭田記第十）、蔣宗釗・愈清らと進士蔣茂璧は同族である可能性が大きい。蔣愈清一族は、當時瀘州名門のひとつではなかつたか、と思われる。

20 『底冊』に現れた屈姓がすべて同じ一族であつたか、否かは不明であるが、屈姓の醵金は、屈集賢・屈濟美の各五〇〇両を筆頭に、二七件・計五五四〇両に達している。屈達徳・屈達國・屈達性各三〇〇両など屈達一派の名義の醵金だけでも八件・計一三九五両に達しており、その額から推して、屈達箇の一族は、相當に經濟力の豊かな大族であり、屈達箇本人乃至その近親者が、なんらかの名義で相当に巨額の醵金をしていた可能性はなしとしない。また、本文五三頁で後述するように、舉人高楷の次女は屈達慶（『底冊』に「屈達慶捐銀貳百伍拾両」）に嫁いでいる。

21 田姓の醵金は、田応祿・田家瑄・田宗耀の各五〇両を筆頭に二七件・計五〇八両みとめられる。田宗一派の醵金は、田宗耀五〇両を筆頭に三件計六五両である。醵金額の規模から推定する限りでは、田宗耀の一族は、經濟的にはさほどの大姓とは思われない。また、『民国志』の宦績・鄉賢・孝友・行誼・文苑の人物志列伝にも、田姓の人物は伝をたてられていない。

22 『民国志』卷四 選舉表 附封蔭表。

23 同右

24 張惠昌「立憲派人和四川諮詢局」（中國人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄』第三集、中華書局、一九六二年）一四九頁、張朋園『立憲派與辛亥革命』（中央研究院近代史研究所專刊24、中央研究院近代史研究所、一九六九）三三二六頁。

25 『体仁堂善舉六所章程』（光緒十年秋九月）には、養老所の項に、

「一、所内収養之男老女老、城鄉統以貳百名為額、近聞十鄉待養之老甚多、若各鄉紛紛保送堂中、既無地容留、經費亦尚形支绌、今議大鄉捐銀多者、如忠信・衣錦・鳳儀三鄉、各以二十名為額、其次、如麟現・崇義二鄉、各以十七名為額、再如里仁・安賢・會文三鄉、各以十二名為額、宜民・伏龍二鄉、各以十名為額、本城・小市以五十名為額、共額貳百名。」

とある。瀘州本城・小市、各鄉の養老所入所者定額は、光緒三四年（1908）の『瀘州鄉土地理教科書』にのせられた光緒二九年（1905）調査の州城・小市、各鄉の戸・口数の多寡とは一致せず、各地区の捐銀額は、戸口数の多寡をそのまま反映するものではなかつたようである。また、『民国志』卷三 食貨志 倉儲には、

「光緒六年、川督丁寶楨令各州縣、籌辦積穀以備歲荒、知州李玉宣飭十鄉局保、遵依省章、每糧戶收租十石抽穀一斗、至八年止、十鄉共籌市斗穀一萬九千七百八十三石九斗九升七合。」

と記し、ついで糧戸の糧額に按じて徵収された十鄉各保の積穀額を紹介しているが、各鄉の養老所入所者定額は、この各鄉の積穀額の多寡とも一致しない。城鄉の戸・口数、体仁堂養老所の城鄉それぞれの入所定額数、同じく節婦貞女の定額数、および十鄉各保の積穀額を加算した「十鄉原額」を参考までに表示すると、つぎの表IIのようである。

26 易潤生「在瀘州工商業中盛極一時之江西帮及其衰落概況」（中国民主建国会瀘州市委員会・瀘州市工商聯合會『瀘州市工商史料』第一輯、一九八六年）

表II

	戸	口	養老所定額	節婦貞女定額	積穀(以前 荒)原額
城 廂	14463	51425	50	20	
安 賢	13874	54614	12	10	1592,098
鳳 儀	14578	64021	20	10	1678,462
崇 義	15922	64897	17	10	2136,604
忠 信	16896	56765	20	10	2309,879
宣 民	16207	67047	10	10	2068,659
伏 龍	12609	54984	10	10	1291,828
會 文	12056	45583	12	10	2010,448
衣 錦	15643	61780	20	10	1284,167
麟 現	17110	65442	17	10	2562,528
里 仁	20054	77550	12	10	2727,798
計	169421 (169412?)	664108	200	120	19783,997 (19662,471?)

四六一八頁。

27 皮德年「瀘州『皮仁仁堂藥舗』」（中國人民政治協商會議四川省瀘州市委員會文史資料工作委員會編『瀘州文史資料選輯』第

二輯）七九一九二一頁。

28 梁心純・黃文思「瀘縣典當業始末」（中國人民政治協商會議四川省瀘州市委員會文史資料工作委員會編『瀘州文史資料選輯』

第十二輯）一〇一一七頁。

29 瀘州老窖史話編寫組『瀘州老窖史話』（巴蜀書社、一九八七年）二五頁。

30 『蘇氏族譜』（民國一七年）では、序文は、「序」咸豐四年（1854）九世孫蘇正芳撰、「三修族譜序」道光一六年（183

6）蘇楷撰、「重修族譜序」民國一七年（1928）蘇啓元撰の順にならべられ、時間が前後している。

31 蘇正詳（1841—1880）は、國賢が生父で、國仁の承繼子である。

32 『民國志』卷五 孝友 蘇國霖

33 蘇國玉の長子正璧は生歿欄空白であり、天逝したものと思われる。次子正啓（1854—1881）は、体仁堂創設時、すでに死去。

34 『民國志』卷六 文苑 蘇啓元 附子俊

35 張開輔については、張其鑒の撰した「六世祖和美公伝」（『張氏族譜』家伝）に、

「次子開輔公供職四川藩署、有蓄積、雇力工以橫擔（清以兩竹橫擡大箱呼為橫擔）擡歸入門置下廳、公見之、疑問內為何物、力工曰、二老爺銀兩、公怒厲聲叱曰、衙門錢、顧眼前用了子孫不昌達、不要、立擡出、言之者再、力工不得已擡出、交由開輔公一人消耗之罄盡、公之臨財不苟如此、」

という話を載せており、開輔が四川藩署で職に就いていたことを示している。しかし、『張氏族譜』の世系編次 第五世 開輔の項には、開輔が和美の子であること、紹興・紹楷の二子があつたこと、及び葬所の地址を記すのみで、四川藩署での供職

をふくめて職歴についての記載はない。

- 36 復美房の⑩天成（⑤開榮・⑥紹堯・⑦明綱・⑧鎔文・⑨其意）に「張天成捐銀貳拾貳兩」、⑩有成（⑤開榮・⑥紹堯・⑦明綱・⑧浮文・⑨其元）に（張有成捐銀拾伍兩）、續美房の⑦明遠（⑤開元・⑥布策）に「張明遠捐銀伍兩」、義美房の⑨其作（⑤開鵬・⑥善策・⑦明道・⑧卓文）に「張其作捐銀肆拾兩」、和美房の⑨其焜（字有光）（⑤開儒・⑥紹渠・⑦明順・⑧天文）に「張有光捐銀肆拾兩」と、それぞれ姓名・字の照応する人物を『底冊』に見出すことが出来るが、いずれも、族譜には本人の略歴は勿論のこと、本人・父兄・子弟の生歿年の記載も欠如しており、彼等が『底冊』の人物と同一人物であるか、否かの推定はつけ難い。

- 37 『胡氏族譜』卷一 修輯家乘の后錄經理人名には、「族長胡玢、字玉光、號室山」とあり、卷三上 世系にも、「玢公、朝房過繼、字玉光、號室山」とあるが、卷一の胡興修が撰した「創修族譜序」には、「堂叔祖玢、號贊生」と記されている。

- 38 「刊錄培修宗祠落成捐貲暨前重建醵金序（光緒元年乙亥歲）」（『王氏族譜』卷一）

- 39 「醵金序」八名の内に「六品宗和」の名があるが、王宗和は、監生・六品頂戴で、國棟・國泰・國經・國綸・國政の五子がある。『底冊』に、「王國棟捐銀貳拾兩」・「王國泰捐銀拾陸兩」また、宗和の長兄宗祿の第三子國順に「王國順捐銀捌拾兩」と姓名の照應する記載が認められる。王宗和は、王述儒と⑭運昌を共通の一四世祖としており、その後、枝分れして⑮文照・⑯註・⑰先慤・⑯哲安・⑯宗和とつづくが、父哲安まで、いずれも布衣である。哲安は、『張氏族譜』卷一〇 文照公後裔世系に、「（哲安）公赤貧勤儉起家、買田業貳仟餘挑、壽八十九」と記されており、一九世紀中葉に起家したようである。

- 40 艾繼文「舊譜原叙」および「乾隆壬申重修譜系」（『艾氏宗譜』）。

- 41 艾世彩「修譜建祠序」および「道光甲申續譜豎碑」（『艾氏宗譜』）。

- 42 艾世用（同治七年撰・同治九年再撰）・艾景山（同治七年撰）・艾世彩（同治九年撰）・艾世重（同治九年撰）・艾景悅（同治九年撰）ら六名の族人が撰した七件の「修譜建祠序」、および「同治庚午年建祠修譜」（『艾氏宗譜』）。

43 艾芳芑「重脩族譜序」、艾國勲「重脩族譜序」、艾秀鐘「重修族譜序」、艾國霖・秀銓「建祠修譜序」、及び「民國癸酉重修族

譜執事□名」（『艾氏宗譜』）

44 「儲封（艾）世蔭」の儲封の意味は不明である。『艾氏宗譜』世系の艾世蔭の配樊氏・涂氏の項、備攷の欄にも、「儲封樊世輔之女」・「千總涂九相の女」とある。また、同宗譜の「同治庚午建祠修譜」執事名の項にも、上の二字が虫食いのため判然とはしないが「儲封 世重 監修」とよみとれる記載がある。

45 『艾氏宗譜』には、艾景斌を名乗る人物は二名含まれている。本文にあげた景斌（世琛第三子）のほか、いまひとりの景斌は、監生²⁴世薰の子で、²⁶芳璧（教育）・芳炳（教育）・芳禧（儒）・芳采・芳德ら八子の父にあたり、孫に芳炳の子²⁷國權（師範畢業）・國清（中学生）、芳禧の子國玉（儒）・國勲（師範畢業、『民国譜』の「重修族譜序」を撰している）などがいる。この艾景斌が、『底冊』の「艾景斌捐銀拾両」の艾景斌と同一人物である可能性もある。世薰の子艾景斌の孫芳德については、後注50参照。

46 艾景山の撰した「宗祠蒸嘗会碑序」に附された「修譜建祠一族捐資人名」一九名には、「芳瑢 字化齋」とあり、「世系」には「艾芳鎔 火齋」と記されているが、これは同一人物であろう。

47 『民国志』卷二 職官志 表二 文職 監司には、光緒一八年（1892）の項に華國英の名が記され、「十二一年（1886）調署瀘州、十八年署」と附記されている。これにつづく光緒二二年（1894）の項には、後任者とみられる王明德の名が記され、その後、趙爾德・曹穗・吳左・長春・安成（光緒二七年）と毎年、觀察使が交代、光緒二八年（壬寅・1902）の項が欠如、光緒二九年の項に黃立鰲の名が記されている。光緒二八年に華國英は復任していたのであろうか。

48 中共四川省委党史工作委員会主編『瀘順起義』（四川省社會科學院出版社、一九八六年）九四頁。

49 前述「修譜建祠一族捐資人名」一九名には、「景岳 字峻峰」とあり、「世系」には「艾景岳 崇高」と記されている。

50 本文で取りあげた事例のほか、『底冊』に「艾景蓮捐銀貳拾両」・「艾景悅捐銀參拾両」と記されている艾景蓮・景悅らの場

合も、彼等の祖父^㉓維聖の子孫に釀金者が集中している（艾氏世系表略圖III、参照）。

^⑯守定から、^⑯汝乾・^⑰朝陽・^⑲玉強・^⑳隆遠・^㉑郁文とつづき、郁文には^㉒不徳・不義・不禮・不仁・不直の五子があつたが、第四子不仁の長子^㉒子卿の次子^㉓維聖が^㉔景蓮・景悦らの祖父で、維聖の長子^㉔世猷（字豫龍、1788—1868、壽耆）の第四子が景蓮（字香遠、1818—1887、四品銜）、第六子が景悦（字怡二、1845—1911、監生）であり、景悦は同治釀金一九名にも名を列ねている。景悦の長子^㉖芳暉（字華峰・應微、監生）は教育、次子芳昕（字曉初）は医、芳昕の次子^㉗国瑞は儒と職業欄に記され、第四子芳鼎（字鑄九・明芳、医）は『民国譜』の督催を担当している。なお、世猷の次子^㉘景鳳の次子^㉙芳奎（字次婁、世系では婁齋、1846—1900）も、同治釀金一九名に名を列ねている。

維聖の次子^㉔世珩は監生で、世珩の長子^㉕景瓊（監生？）、艾景瓊は同名の人物が族譜に三名いるが、科第表の監生景瓊の項には、字・号が記されておらず、世系の職業欄には、この三人いずれにも監生の記載がなく、三人のうちのいずれが監生であるか、断定できない）の長子^㉖芳田（字雨濃）は、『底冊』に「艾芳田捐銀參拾両」があり、監生唐陶彰の女を娶っている。

世珩の次子^㉘景彦の長子^㉙芳馥は『底冊』に「艾芳馥捐銀參拾伍両」があり、次子芳德は『底冊』に「艾芳德捐銀陸拾両」がある。

所で、艾芳德の場合、同名の人物が、この『艾氏宗譜』世系に六名記載されている。区別の便宜上、この六名を甲・乙・丙・丁・戊・己とすると、その一人（甲）芳德は、「（字）俊德、（生年）光緒丙午（1906）二月十四日、（職業）農」、（乙）芳德は、「（生年）光緒己酉（1909）三月初五、（職業）農」であり、この（甲）・（乙）二人の芳德は、出生年から考えて体仁堂への釀金の可能性はない。（丙）・（丁）二人の芳德は、生年・住所・職業・死年・葬所・子女・備攷の欄がいずれも空白で記載が欠如しているばかりでなく、この『艾氏族譜』の世系は、ふつう、男子の族人一人につきそれぞれ一項目の枠をたてられているが、（丙）は兄弟三人、（丁）は兄弟二人が一項目に収められ、それも姓名のみが記載されるにとどまつており、艾姓の中では屈指の釀金額六〇両を釀出した艾芳德と同一人物であるとは、思われない。一人は（戊）芳德（字孟昭）で、生年・

死年の欄には記載がないが、彼は監生²⁴世薰の孫で、²⁵景斌（前注45参照）の第八子であり、長兄²⁶芳璧（教育）、次・三・四兄は世系に項目欠如（夭逝？）、五兄芳炳（字燦然、教育）、芳炳の長子²⁷国權（師範畢業）、次子国清（中学生）、六兄芳禧（儒）、芳禧の長子國玉（儒）、國勳（師範畢業、『民国譜』の「重修族譜序」を撰している）、七兄芳采で、芳德の子²⁷國平・國元については、世系に項目が欠除している。この（戊）芳德（孟昭）が『底冊』の艾芳德と同一人物であつた可能性もないわけではない。しかし、芳德（孟昭）の場合、七人の兄とその子弟には一人も『底冊』に姓名の照應する者がなく、むしろ前述艾芳馥（『底冊』の「艾芳馥捐銀參拾伍両」と符号する）の弟（己）芳德が、『底冊』の艾芳德と同一人物である可能性が大きい、ととりあえず推定したのである。

以上のように、艾氏では名前二字の内第一字目には、一族内での輩行を示す字があてられるため、輩行が下り子孫が増加するにつれて、同名の人物が屢々現れる。『底冊』と姓名の照應する複数の同名の人物の中から、特定の一人を『底冊』所載の人物と同一人物であると推定するに到つた根據は、煩を避けるために、一々は詳述しなかつた。しかし、上述した艾芳德・艾景斌らの場合は、推定が不確実で疑問が残る例外的な数少ない事例であつて、一般的には、比較的明快に推定を下しうる。本人及び父兄・子弟について、行や字・号の記載、生年・住所・職業（監生・儒・医・商・農・中学畢業等々、大部分の族人は記載が欠除しており空白である）・死年・子女・備攷各欄を検討し、体仁堂創設と時期が近接している同治「修譜建祠」に対しても本人乃至近親者が醵金しているか、否か等に基づいて総合的に判断すれば、体仁堂への醵金者と非醵金者との識別は、さして困難ではない。

たとえば、本文四四頁にあげた『底冊』の「艾景盛捐銀伍拾両」についても、『艾氏宗譜』には、艾景盛を名乗る人物は三人ふくまれている。（甲）艾景盛は、字・生年・住所・職業・死年・葬所・備攷欄は空白であり、父兄・子弟についても、ほぼ同様である。（乙）艾景盛も、字・生年・住所・職業・備攷欄の記載はなく、死年欄に「六十三壽」、葬所欄に「墳壙上合葬」、子女欄に「子仲陸」と記されるにとどまり、父兄・子弟についても、ほぼ同様である。本文で醵金者と推定した（丙）艾景盛

のみひとり、「(字) 茂林、(行) 二、(生年) 道・乙酉(1825)十一廿二、(住所) 小屋基、(職業) 士、(死年) 光乙未(1895)七月廿四、(葬所) 小柏林宅後坎下、(子女) 子珍・型・謨」と記され、同治九年の「宗祠蒸嘗會碑序」にも「景盛 字茂林」と釀金者の中に艾景盛の名と字が刻されており、弟景長についても『底冊』に「艾景長捐銀參拾兩」と符号するものがあり、『底冊』の艾景盛との(丙)艾景盛(茂林)が同一人物であろう、とほぼ確実に推定しうるのである。

- 51 高楷「太高祖總戎公伝略」(『高氏族譜』卷四)
- 52 高楷「高祖父時茂公伝略」(『高氏族譜』卷四)
- 53 高楷「曾祖父光遠公伝略」・「曾祖妣王太夫人事略」(『高氏族譜』卷四)
- 54 高楷「祖父寶仁公事略」(『高氏族譜』卷四)、黃雲鵠「紀瀘州高氏兩世遺事」(『高氏族譜』卷六)
- 55 高楷「田宅記第六」(『高氏族譜』卷三)
- 56 前注55参考
- 57 高庚先「後序」(『高氏族譜』卷六)
- 58 『高氏族譜』卷三 高楷「田宅記第六」に記載された高氏の田産を、その、記述にもとづいて、所在(地址)・購入時期・価格・収租額、その後の栎產による所有者の推移等の概略を表示すると、つぎの表IIIのようである。

表III

No.	地址・名稱	購入時期	価銀	糧銀	収租額	所 屬	備 考
1	老廳房地基 草房三間	1749	17兩5錢 (290両) 4000文			南門(愈謙・鳴謙)両房 同上	③耀購入 同上④No.2
2	中堂後院大門 高高樓(東下廳)・萱澤堂(東小堂屋)	1818	250両 賣価80両			同上	④位富購入 高高樓(東下廳)・萱澤堂(東小堂屋)
3	家中現在座房 九姓鄉 佃房三間					賣却經費30両を除く 50両祠堂経費	④位富購入 「經商屯貨」のため購入、1883賣却、 祠堂経費にある。
4							
5	隔壁院子本街 舩面	1823	1250両			愈謙房 同上	④位富購入、1835愈謙・鳴謙町房析產 同上
6	南角頭南街道北 舩面六間	1798	780両			同上	同上
7	大十字 舩面二間	1804	560両			同上	同上
8	瓦窑壠	1824	5655両	2石	138石	同上	同上
9	甘壠	1827	7300両	4石	232石	同上	同上④No.9
10	丁壠	1827	900余両	1石	24石	同上	同上④No.10
11	水中壠			9斗	租40石	同上	同上④No.11
12	學樹學署右院子連外舗面三間	嘉慶年間				守先・雲先両房 同上	④位富購入、1835析產鳴謙房に、 1868梢・樹・桺・楷・守先・雲先六房析產 同上
13	白塔街 舩面二間	嘉慶年間				同上	同上
14	王坪	1841		70石		同上	同上
15	龍帶溪			40石		同上	⑤鳴謙母舅謙家の借錢を たてかえて入手。1868析產、④No.15
16	南角頭東街道西 舩面六間	嘉慶年間				鳴謙妻王氏 同上	④位富購入、1835析產鳴謙房に、 1868析產鳴謙妻王氏養膳佃房④No.16
17	大十字 舩面一間	嘉慶年間				同上	④位富購入、1835析產鳴謙房に、 1868析產④No.17
18	石子山即三堆子(李九壠) 三堆子與石子山連界	1809 1814 1824	1660両 1930両 4950両	8斗5升 1石2升 7斗9升3合	132石 130余石	同上	同上④No.19 ④No.20
19	石塔面						
20	二太爺衙門學署地基						
21	小市林泉莊田一股	1892	900余両	30石5斗		同上	⑥梢・樹・桺・楷兄弟購入
22	少龜山之上龍洞子田一股	1895	1100両	38石		同上	

No.2 1807年、高位富は長兄位陞、次兄位榮の三子正芳・正純・正金、末弟位貴（三兄位華房は既に絶戸）から、この宅地を290両（但し、位富自身の応分老宅地基銀50両を差し引き、240両）で譲り受けている。四兄弟均分とすると、数字が合わないが、No.1の土地、及び彼等の母王氏が紡績針織を積みたてで購入した土地も、位富の承継分に算えてのことであろうか。

No.9 1859年、愈謙の子鏞が、糧2石・収租120石分の田地を3100両で賣却しており、以後の収租額は、112石と記されている。

No.10 鏞は、1861年に、糧5斗分の田地を750両で賣却している。

No.11 鏞は、1862年に、この田地を1750両で賣却している。

No.15 守先・雲先は、1868年の析産後、数年にしてこの田地を賣却している。

No.16 1868年の析産の際、鳴謙の後妻王氏の養膳佃房にあてられたが、1882年に王氏が死去、1887年にあらためて、王氏の子権・樹・枿・楷四房と鳴謙の先妻譚氏の孫守先・雲先四房の六房で析産、舗面六間の内二間（佃錢30000文）は守先・雲先の手にあたり、残る四間（佃錢60000文）は権ら四兄弟が、高氏一族の宗祠祭產にあてることにしている。

No.17 1868年の析産後によって、権ら四兄弟は、母王氏の許可を得て、旱田40石分の田土を賣却、負債の整理と学費にあてている。

No.19 1870年、権ら四兄弟は、母王氏の許可を得て、旱田40石分の田土を賣却、負債の整理と学費にあてている。

No.20 「庚寅（1890）、権興春先經手典置經用、楷兌回銀196両7錢7分。」

59 堀潤「先世和歌三部書」（『堀氏族譜』卷四）・堀潤「田畠記第六」（『堀氏族譜』卷六）・堀潤「但父祖齋公伝」（『堀氏族譜』卷十一）。

60 堀潤。

61 豊貴總督遷鑑せ、咸豐11年（1861）11月に着任、「逆回馬榮」ついで叛乱が発生して藩鑑が戦死したのは同治1年（1862）正月の「ふじお」（『清史列伝』卷四八 謙鑑伝）・高鏞が瀘州に歸った後に起つた李永和・藍朝鼎起義より後の「ふじ」・堀潤「回祖兄解之伝」（『堀氏族譜』卷五）の記述は、時間が前後する。高鏞は、ふつねに親としていた従兄弟高毅に

納渓県まで見送られて雲南に出発したのであるが、翌年瀘州に歸つて来た時には、高毅はすでに病死していた、と高楷「四兄毅伝」（『高氏族譜』卷五）に記されている。高毅が病死したのは、咸豐七年（1857）七月のことであり、高鏞の雲南出仕は、雲貴總督潘鐸の在任中ではなく、咸豐六・七年前後のことと思われる。

- 62 高楷「同祖兄解之伝」（『高氏族譜』卷五）、高楷「先父君學山公事略」（『高氏族譜』卷四）、高楷「伯父益齋公伝」・同「四兄毅伝」・同「五兄劍門伝」（『高氏族譜』卷四）。

63 高楷「田宅記第六」（『高氏族譜』卷三）、高庚先「後序」（『高氏族譜』卷六）、前注58参照。

64 高楷「前妣譚太恭人事略」（『高氏族譜』卷四）

65 高楷「顯妣王太恭人行述」（『高氏族譜』卷四）

66 高楷「三嫂譚氏事略」（『高氏族譜』卷五）。以下本文の高鳴謙の子女の婚姻関係については、煩を避けるために、注記を省略するが、いずれも『高氏族譜』卷一 世系表第一、及び同書卷四 家伝第七上、卷五 家伝第七下によつている。

67 前注20参照

68 『民国志』卷四 選舉表 仕宦上には、「教諭車雲湘」の名は登載されていない。この教諭は、虚銜を捐つたものではないかと思われる。

69 高楷「先父學山公事略」・「前妣譚太恭人事略」（『高氏族譜』卷四）、高楷「田宅記第六」（『高氏族譜』卷二）

70 高楷「顯妣王太恭人行述」（『高氏族譜』卷四）、高楷「田宅記第六」（『高氏族譜』卷二）、高楷「祠堂祭田記第十」（『高氏族譜』卷六）

71 高楷「田宅記第六」（『高氏族譜』卷二）、前注58参照。

72 『民国志』卷一 治制志 慈善機關 三費局。

補注 清代、四川省の地方志・族譜には、たとえば、咸豐四年（1854）刊の『雲陽縣志』卷九 賢媛に、「張聶氏 監生奇

寶之妻、職員大恩・国学大惠之母」とあるように、職員某某の記述が散見する。この職員については、乾隆五八年（1793）刊の『簡州志』ひとつを取り上げてみても、その範囲が流動的であり、一定していない。同『簡州志』卷四　選舉志には、清代に關して進士・舉人・副榜・拔貢・恩貢・歲貢・貢生・職員（二〇名）・吏員（二〇名）・武進士・武舉・入籍簡州舉貢・入籍鄰邑貢生・補續の順に項目をたて、それぞれの姓名が列舉されている。職員二〇名の内訳は、黃天棟（州判）、李洪組・曾永河・徐履圖（以上三名、州同）、鄧燦・黃毓鳳・周聯璧・劉元忠・李洪約・段治澍・曾永聰・劉復元（以上八名、衛千總）、楊占先・賀懋功・謝登第・楊玉珩・袁汝孝（以上八名、從九品）であり、選舉志の場合、職員には州判・州同・衛千總・從九品がふくまれている。なお、民国一六年（1927）刊の『簡陽縣志』卷七　宦蹟表と照合してみると、同宦蹟表の千總七〇名（内　虚銜五七名）に名前がもれていて実銜・虚銜不明の鄧燦を除き、州判・州同・衛千總の一一名は、いずれも虚銜である。乾隆『簡州志』纂修の醵金者名と醵金額とを列記した『簡州志』の「附錄捐修官銜姓氏」（「捐助姓氏」と略稱）の場合には、貴州黔南宮・施氏宗祠等某宮・某氏宗祠關係の醵金五件につづけて、舉人・貢生・廩封武德騎都尉・州同・衛千總・職員・廩生・庠生・國學・鄉耆・業儒・補續の順に項目をたてて醵金者名を列舉しており、州同・衛千總は選舉志の場合とは異なつて職員からはずされ、それぞれ独立の項目をたてられている。また、選舉志では職員につづいて独立の項目をたてられたいた吏員の項がなくなり、吏員の項に名を擧げられていた陳必仁・劉世珪・李來鳳・劉瑾・汪映嵩・程國湘・華學翰・賀榮遐・商家悅・唐忠順・戢存彥ら一一名、及び選舉志においても從九品の資格で職員の項に名をあげられていた楊占先・黃毓麟・袁汝孝・晉朝烈・仁・高仕國ら一〇名が、選舉志においても從九品の資格で職員の項に名をあげられていた楊占先・黃毓麟・袁汝孝・晉朝烈・謝登第ら五名とともに、「捐助姓氏」職員の項に名を列ねている。従つて、「捐助姓氏」の場合には、從九品・吏員・其の他（選舉志では職員・吏員いずれの項にも名を擧げられていなかつた者）が職員とされていることになる。